

統一性・総合性確保評価の結果の政策への反映状況

平成 24 年度において評価の結果を取りまとめた「法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価」及び 26 年度において評価の結果を取りまとめた「消費者取引に関する政策評価」について、前回報告の状況及びその後の状況は下記アのとおりです。また、平成 27 年度において評価の結果を取りまとめた「食育の推進に関する政策評価」について、評価の結果の政策への反映状況は下記イのとおりです。

これらの内容については、平成 28 年 5 月 24 日に国会へ報告しています。

ア 評価の結果の政策への反映状況（前回報告までの状況及びその後の状況）

テーマ名	法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：平成 24 年 4 月 20 日)
関係行政機関	法務省、文部科学省

(注)「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果

○ 評価の観点

法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策について、法務省及び文部科学省の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価

○ 評価の結果

法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策については、「司法制度改革推進計画」（平成 14 年 3 月 19 日閣議決定）が決定された平成 13 年度から 23 年度までの間に法曹人口が 1.6 倍に増加している（平成 13 年度 2 万 1,864 人→23 年度 3 万 5,159 人）。この間、法科大学院が創設され、また、法科大学院の教育と、司法試験及び司法修習の制度との連携を十分に確保することを目的として、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成 14 年法律第 139 号）が施行されたが、これらの連携については、法務省及び最高裁判所による法科大学院への教員の派遣、教材の提供などの一定の取組が行われている。これらにより、法科大学院修了者が受験する新司法試験が開始された平成 18 年から 23 年までの間に、1 万 1,105 人の司法試験合格者が生まれ、法学未修者（注）からも 3,860 人の合格者が生まれている。これにより、結果として、i) 弁護士の増大による弁護士ゼロ・ワン地域のほぼ解消、ii) 弁護士会及び地方公共団体による法律相談窓口の増加など、国民の法的サービスへのアクセス改善のための基盤整備等の効果がみられた。

(注) 法学未修者とは、法科大学院における法学既修者認定試験に合格し、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると法科大学院が認める者（法学既修者）以外の者をいう。標準修業年限は、法学未修者については 3 年（専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号。以下「設置基準」という。）第 18 条第 2 項）、法学既修者については 2 年（設置基準第 25 条第 1 項及び第 2 項）とされている。

一方、今回の調査の結果、以下のような課題がみられる。

i) 法曹人口の拡大については、「司法制度改革推進計画」において、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成 22 年ころには司法試験の合格者数を年間 3,000 人程度とすることを目指すとされているが、22 年の合格者数は 2,133 人、23 年は 2,069 人と目標達成率は 7 割程度となっている。しかし、法曹に対する需要は、司法制度改革審議会意見書で予想されたほどには拡大・顕在化しておらず、法曹の利用者である国民の立場からみても、ただちに目標値を達成しなければならないほどの大きな支障は確認されていない。また、現状の 2,000 人程度の司法試験合格者数であっても弁護士の就職難が発生し、これにより OJT が不足し弁護士の質の低下が懸念されているが、年間合格者数の目標値についての検討はされていない。

ii) 法科大学院修了者の司法試験合格率については、「規制改革推進のための 3 か年計画」（平

成 19 年 6 月 22 日閣議決定)において、目標値(例えば約 7~8 割)が例示されている。しかし、法科大学院修了後 5 年間の受験機会を経た後の合格率(累積合格率)は、司法試験受験者が法学既修者のみであった平成 17 年度修了者については、69.8%と例示された合格率のほぼ下限に達したが、法学未修者も含む 18 年度修了者については、49.5%にとどまっており、単年度の合格率をみても法学未修者が受験開始した 19 年は 40.2%であったものが 23 年には 23.5%に低下している。また、法学未修者の司法試験合格率は取り分け低迷しており、23 年の合格率は法学既修者が 35.4%であるのに対し法学未修者は 16.2%となっている。

iii) 文部科学省は、法科大学院の入学者の質の向上を図るため、平成 21 年度から、法科大学院に対し、入学者選抜試験における適性試験の最低基準点の設定や入学者選抜における競争倍率 2 倍以上の確保、入学定員の削減を含む組織の見直しを求めているほか、入学者の多様性の確保等を求めている。

しかし、適性試験については、法科大学院入学後の成績や司法試験の成績との相関がないとの指摘があるが、その検証等を行われておらず、調査対象校及び調査対象年度を拡大し、改めて調査、分析を行うことが課題となっている。

文部科学省は、法科大学院の志願者が減少し、入学試験の競争倍率が低く、質の高い入学者を確保することが困難であること、修了者の多くが司法試験に合格しない状況が継続していること等から、法科大学院に対し、入学定員の削減などの法科大学院の組織の適正化について自ら主体的に検討することを求めている。しかし、定員充足率や入学者数が極端に少なく、教育の質を確保する観点から、実入学者数に見合った入学定員の見直しが求められる法科大学院もみられる。その際、実入学者数に見合った定員削減が困難な法科大学院が生ずるとみられ、法科大学院として撤退することも想定されるが、その場合、在籍学生の教育に支障が生じないよう十分な措置が必要である。

司法制度改革審議会意見書においては、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法学部以外の学部出身者や社会人等を一定割合以上入学させるなどの措置を講じるべきであるとされており、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成 15 年文部科学省告示第 53 号)において、3 割以上となるよう努めるものとされている。しかし、その割合は、平成 17 年度には 45.6%であったものが、23 年度には 32.0%に低下しており、全体としては努力目標を確保しているが、その割合は長期低下傾向にあり、また、努力目標が未達成の法科大学院もあり、その中には長期に渡って未達成のものもある。さらに、法科大学院の法学未修者コースがこれらの者の主な受け皿となっているが、これまで行われてきた定員削減については、法学未修者のみの削減や法学未修者の削減率が大きくなっており法科大学院の制度設計に反することがないよう注意することが必要である。

iv) 文部科学省は、法科大学院に対して、修了者の質を確保する観点から、厳格な成績評価及び修了認定の徹底、法科大学院における共通的な到達目標の設定による法科大学院間の学修のばらつきの解消、法学未修者教育の充実を促している。

厳格な成績評価及び修了認定の徹底により、法科大学院において、進級率及び標準年限修了率の低下がみられる。しかし、司法試験の合格率は低下していることから、一部の法科大学院においては厳格な成績評価及び修了認定が徹底されていない可能性がある。また、共通的な到達目標としては、現在公表されている共通的到達目標モデル(第 2 次修正案)が関係機関においておおむね適切であるとの認識が多くみられるが、その策定は進んでおらず、法科大学院間の学修のばらつきは、解消されていない。さらに、入学者に占める退学者・除籍者の割合や法科大学院修了直後の司法試験を受験しない「受け控え者」の割合から、法学既修者に比べて法学未修者は質の確保の観点で課題がみられる。法学未修者の法科大学院志願者が減少すると、多様な者を法曹として養成するという制度の理念に十分対応できなくなるおそれがある。しかし、文部科学省及び中央教育審議会法科大学院特別委員会では、平成 24 年 3 月現在、法学未修者教育の充実のため、今後いかなる施策を行っていくべきか検討されているものの、具体的な方針や取組等は示されていない。

v) 国立の法科大学院に対しては国立大学法人運営費交付金が、私立の法科大学院に対しては、私立大学等経常費補助金特別補助の法科大学院支援が交付されており、文部科学省は、平成 24 年度から、法科大学院の組織の自主的・自律的な見直しを促すため、これら公的支援の見直しを実施している。見直しの指標は、入学試験の競争倍率(2 倍未満)及び司法試験合格率(3 年連続して全国平均の半分未満等)の 2 つの指標の両方に該当することである。しかし、この見直し指標については、法学未修者の司法試験合格率が法学既修者に比べて低いことから、法学未修者を中心に教育を行っている法科大学院の司法試験合格率が低迷していること、また、競争倍率又は司法試験合格率が相当期間改善されない法科大学院であっても、もう一方の指標が該当しないことから、公的支援の見直し対象とならないことを踏まえる必要があ

る。また、競争倍率については、意図的に合格者数を減少させることで、2倍以上を確保することが可能であることから、見直し指標について定員充足率を加味したものに改める必要がある。

vi) 法科大学院教育と司法試験との連携については、新司法試験開始当初から、司法試験委員会により、法科大学院における教育や受験者の学習に適切な指針となるよう司法試験に関する情報の提供が行われている。これについて、「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)において、試験の出題趣旨のほか、採点実感、採点方針等出題に関する情報をできるだけ詳細に公表することとされ、これを受けて情報提供が行われているが、採点実感に法科大学院教育に求めるものなどの記述がないものがみられ、更なる情報提供が求められる。

また、文部科学省は、法科大学院における教育の質の向上を図るため、法科大学院に対し、自校修了者について司法試験の合格状況を分析することを求めており、平成22年度から、法科大学院修了者の司法試験の合格状況を含む進路について認証評価の対象としている。しかし、司法試験の受験は法科大学院修了後であり、また、受験機会が法科大学院修了後5年間あることから、各法科大学院では法科大学院修了者の受験動向の把握自体が困難な場合もある。

vii) 文部科学省は、法科大学院修了者の進路の把握が認証評価の対象となった経緯も踏まえ、各法科大学院に対し、法科大学院修了者の進路の把握及び就職支援を求めている。司法試験の合格率が低迷し、大量の不合格者が発生しており、受験資格喪失者も平成23年度で4,252人発生し、特に不合格者の進路を把握する必要があるが、調査した38法科大学院において進路が把握できていない不合格者は、修了者の約3割となっており、5年間継続して把握している法科大学院はない。また、法曹以外の道を目指す修了者への就職支援を行っていない法科大学院が約3割みられる。

下表は、平成27年10月7日に法務省、同年10月27日に文部科学省がそれぞれ回答したものについて、28年3月末現在で補正したものである。

勸告	政策への反映状況 (前回報告までの状況及びその後の状況)
<p>1 法曹人口の拡大</p> <p>司法試験の合格者数に関する年間数値目標については、これまでの達成状況との乖離が大きく、また、法曹・法的サービスへの需要の拡大・顕在化も限定的であることから、これまで及び今後の弁護士の活動領域の拡大状況、法曹需要の動向、法科大学院における質の向上の状況等を踏まえつつ、速やかに検討すること。</p> <p>(法務省)</p>	<p>→前々回報告 →前回報告 ⇒今回報告</p> <p>(法務省)</p> <p>→ 政府においては、平成23年5月から、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣の申合せにより、「法曹の養成に関するフォーラム」を開催し、法曹人口の在り方を含む法曹養成制度全般について検討を行っており、平成24年5月10日に論点整理を取りまとめた。</p> <p>その後、平成24年8月3日に公布・施行された裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第54号)及びその法案審議の際の衆議院法務委員会附帯決議に基づき、政府における検討体制をより強力なものとするため、「法曹の養成に関するフォーラム」に替えて、平成24年8月21日閣議決定により、内閣に「法曹養成制度関係閣僚会議」(以下「閣僚会議」という。)が設置され、その下に「法曹養成制度検討会議」(以下「検討会議」という。)が設置された。</p>

勸告	政策への反映状況 (前回報告までの状況及びその後の状況)
	<p>同年 8 月 28 日に開催された第 1 回検討会議では、主に法曹有資格者の活動領域の在り方についての検討が行われた。また、同年 9 月 20 日に開催された第 2 回検討会議では、今後の法曹人口の在り方について、総務省の勧告も踏まえ、これまで及び今後の弁護士活動領域の拡大状況、法曹需要の動向、法科大学院における質の向上の状況等やそれらに関する各種データを踏まえた検討が行われている。</p> <p>なお、同年 9 月 11 日、平成 24 年司法試験の結果が発表され、合格者数は、2,102 人であった。検討会議においては、この結果も踏まえて議論が行われている。</p> <p>検討会議においては、法科大学院制度、司法試験制度、法曹有資格者の活動領域の在り方等についての議論も踏まえて、第 10 回検討会議において、再度法曹人口についての検討を行ったところであり、この結果も踏まえて、今後、パブリックコメントを実施した上で、検討の結果を取りまとめる予定である。</p> <p>閣僚会議は、この検討会議の意見等を踏まえつつ、平成 25 年 8 月 2 日までに検討を加えて、一定の結論を得る予定であり、法務省としては、閣僚会議及び検討会議での議論を通じて、総務省の勧告も踏まえ、司法試験の合格者数に関する年間数値目標について、具体的な検討を行う予定である。</p> <p>→ 平成 24 年 8 月 21 日閣議決定により設置された法曹養成制度検討会議において、平成 25 年 6 月 26 日、意見が取りまとめられた。</p> <p>司法試験の合格者数に関する年間数値目標については、同取りまとめにおいて、質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下、全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることには変わりはないとしつつも、現在の法曹養成制度を取り巻く状況に鑑みれば、現時点において、司法試験の年間合格者数を 3,000 人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠くとされた。また、今後の法曹人口の在り方については、当面、このような数値目標を立てることはせず、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討を行う必要があり、そのために、その時点における法曹有資格者の活動領域等の状況及び法科大学院、司法修習や弁護士に対する継続教育等の法曹養成制度の状況・規模等を踏まえ、法曹人口についての必要な調査を行うとともに、その結果を 2 年以内に公表するべきであり、その後も継続的に調査を実施するべきであるとされた。</p> <p>これを踏まえ、平成 25 年 7 月 16 日、同取りまとめを</p>

勸告	政策への反映状況 (前回報告までの状況及びその後の状況)
	<p>是認する内容の法曹養成制度関係閣僚会議決定がなされたことにより、司法試験の年間合格者数の数値目標は、事実上撤回された。</p> <p>政府においては、法曹の養成に関する制度の在り方について、同閣僚会議決定を踏まえ、平成25年9月17日、内閣官房長官を議長とし、関係6大臣で構成する法曹養成制度改革推進会議を開催し、また、その下で法曹養成制度改革顧問会議を開催することとして、内閣官房に置かれた法曹養成制度改革推進室において、あるべき法曹人口について提言をするべく、同顧問会議からの意見を聴きながら、27年7月15日を期限として、司法試験合格者数に関する年間数値目標の検討に関するものも含め、必要な調査等を実施しており、司法制度等を所管している法務省としては、調査等について、必要な協力を行っているところである。</p> <p>⇒ 政府においては、平成25年7月16日付け法曹養成制度関係閣僚会議決定に基づき、内閣官房長官を議長とし、関係6大臣で構成する法曹養成制度改革推進会議の下で、内閣官房に置かれた法曹養成制度改革推進室において、あるべき法曹人口について検討を行う上で必要な調査を行い、平成27年4月20日付けで、その調査結果を法曹人口調査報告書として取りまとめ、公表した。</p> <p>同調査結果を踏まえ、同室において「法曹人口の在り方について(検討結果取りまとめ案)」が取りまとめられ、法曹養成制度改革顧問会議の意見を聴きながら、検討が進められた。</p> <p>こうした検討を踏まえ、同推進会議において、平成27年6月30日、今後の法曹養成制度の在り方について決定がなされた。</p> <p>同決定においては、今後の法曹人口の在り方について、「新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである」とされた。</p> <p>その上で、「法務省は、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を行うこととする。」とされた。</p> <p>法務省としては、今後、同決定を踏まえ、関係機関・団体の協力を得ながら、必要なデータ集積を継続して行</p>

勸告	政策への反映状況 (前回報告までの状況及びその後の状況)
<p>2 法科大学院教育</p> <p>(1) 法科大学院教育の目標の達成状況</p> <p>司法試験合格率の向上を目指し、法科大学院における教育の質の向上を一層推進すること。その際、未修者教育の一層の強化を推進すること。</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を行う。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>→ 平成24年7月19日に中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会(以下「法科大学院特別委員会」という。)において、「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について(提言)」が取りまとめられた。</p> <p>文部科学省としては、法科大学院修了生が社会の様々な分野で活躍することや司法試験合格率の向上等を目指し、法科大学院における教育の質の向上を一層推進するため、本提言を踏まえ、平成24年7月20日に「法科大学院教育改善プラン」を策定・公表し、今後は、法科大学院教育の成果の積極的な発信、課題を抱える法科大学院を中心とした入学定員の適正化、教育体制の見直し等の取組の加速、法学未修者教育の充実及び法科大学院教育の質の改善等の促進を図るための改善方策に取り組む。</p> <p>また、法学未修者教育の充実については、法科大学院特別委員会の下に設置された「法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ」(以下「未修者教育WG」という。)において、平成24年11月30日に、法学未修者教育の現状と課題及びその充実方策に関する、「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」が取りまとめられ、文部科学省では、これを受けて、今後、法学未修者教育の一層の強化を図るため、その具体的方策について検討する。</p> <p>→ 法科大学院における教育の質の向上について、平成25年7月の法曹養成制度関係閣僚会議決定においては、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度を維持しつつ、質・量ともに豊かな法曹を養成していくために、政府として、講ずべき措置の内容及び時期が示されたところである。さらに、平成25年9月からは、政府における新たな検討体制として、法曹養成制度改革推進会議及び法曹養成制度改革顧問会議が設置され、上記関係閣僚会議決定で提示された検討事項について、今後2年(平成27年7月)を目途に検討し、結論を得るべく審議が進められているところである。</p> <p>このような中、文部科学省としては、上記関係閣僚会議決定等を踏まえ、法科大学院に対する公的支援の見直しの更なる強化策を公表(平成25年11月11日)した。また、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会において、「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(平成26年3月31日)が</p>

勸告	政策への反映状況 (前回報告までの状況及びその後の状況)
	<p>取りまとめられた。</p> <p>今後、これらを踏まえ、公的支援の見直しの更なる強化策などを活用し、課題が深刻な法科大学院に対する連携・連合、改組転換の促進、「適格認定の厳格化」など認証評価結果に応じた組織見直しの促進、今後の法科大学院の定員の在り方や法的措置を含めた組織見直しの更なる促進方策の在り方の整理による法科大学院の規模の適正化に関する改善方策の提示や、共通到達度確認試験（仮称）の基本設計・試行、法律基本科目をより重点的に学べる仕組みの具体化等の法学未修者教育の充実などによる法科大学院教育の質の向上に関する取組を進める。</p> <p>⇒ 平成 26 年 10 月 9 日に中央教育審議会法科大学院特別委員会（以下「法科大学院特別委員会」という。）において取りまとめられた「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について（提言）」を踏まえ、文部科学省は同年 11 月に、①入学定員の見直しなど組織見直しの促進、②法学未修者教育の充実や共通到達度確認試験（仮称）の導入など教育の質の向上、③時間的・経済的負担への対応など誰もが法科大学院で学べる環境づくり、の 3 つの観点から総合的な改革方策を公表した。</p> <p>教育の質向上に向けた取組としては、法科大学院教育の質の向上のために、教育の実態や課題の改善状況を実質的に評価できるよう、「学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」（平成 16 年文部科学省令第 7 号。以下「細目省令」という。）を改正し、27 年 4 月に施行した。</p> <p>また、法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして構想された「共通到達度確認試験（仮称）」については、法学未修者 1 年次生を対象として平成 27 年 3 月に第 1 回試行試験を実施した。試行試験の実施に当たっては、文部科学省に有識者会議を設け、平成 27 年 7 月に取りまとめられた第 2 回試行試験の基本的な方向性に基つき、対象を 2 年次にも拡大し、法学既修者も含めて 28 年 3 月に第 2 回試行試験を実施した。</p> <p>さらに、法学未修者が法律基本科目をより重点的に学ぶことを可能とするため、「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）」（平成 26 年 8 月 11 日文部科学省高等教育局長）を発出し、法学未修者が、法律基本科目について従前よりも柔軟なカリキュラムを組めるよう、法令の運用を改めた。</p> <p>平成 27 年 6 月 30 日に法曹養成制度改革推進会議において決定された「法曹養成制度の更なる推進について」（以下「推進会議決定」という。）では、法曹人口の在り方が示されるとともに、平成 30 年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的</p>

勸告	政策への反映状況 (前回報告までの状況及びその後の状況)
<p>(2) 入学者の質の確保</p> <p>ア 適性試験の活用</p> <p>法科大学院における入学者の質を確保する観点から、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との相関関係の有無について、第三者的立場の者を含めて改めて検証し、相関関係が立証できない場合には、適性試験実施機関に対し適性試験の改善を求めること。 (文部科学省)</p> <p>イ 競争性の確保</p>	<p>な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度（地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね 7 割以上。）が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指すこととされた。</p> <p>法科大学院特別委員会においては、推進会議決定で示された法曹人口の在り方を踏まえ、平成 27 年 11 月に、目指すべき法科大学院の定員規模を当面 2,500 人程度とすべき旨の提言が取りまとめられた。本提言を受け、文部科学省では、「公的支援見直し強化・加算プログラム」の平成 29 年度以降の運用を見直すこととし、平成 27 年 12 月に各法科大学院へ通知したところであり、引き続き、法科大学院の組織見直しを促進するとともに、教育の質の確保に向けた取組を進めることとしている。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>→ 法科大学院全国統一適性試験を共同で実施するために関係団体で組織した適性試験管理委員会と協力しつつ、適性試験の成績と司法試験の合否との関連性の検証等を行い、平成 24 年 12 月 6 日の法科大学院特別委員会において、その結果が適性試験管理委員会から報告された。同報告においては、適性試験の成績と司法試験の合否について一定の関連性があること等が報告された。</p> <p>文部科学省としては、今後、第三者的立場の者も含めた適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との相関関係の更なる検証について、その具体的な進め方等を検討する。</p> <p>→ 文部科学省としては、今後、第三者的立場の者も含めた適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との相関関係の更なる検証について、その具体的な進め方等について引き続き検討を続ける。</p> <p>⇒ 法曹養成制度改革顧問会議等において、適性試験制度が実施されてから 10 年以上経過したため、改めて適性試験の存在意義、有用性、在り方を検討するべきとの指摘がなされたことを踏まえ、平成 27 年 7 月に開催された法科大学院特別委員会において、適性試験の有用性や実施方法等について審議が行われた。同年 9 月に、法科大学院特別委員会の下に「法科大学院全国統一適性試験の在り方に関する検討ワーキング・グループ」を設置し、専門的な調査・分析・検討を行っている。文部科学省としては、今後も適性試験の在り方について議論を継続して実施していく。</p> <p>(文部科学省)</p>

勸告	政策への反映状況 (前回報告までの状況及びその後の状況)
<p>法科大学院における入学者の質を確保する観点から、依然として競争倍率が2倍を下回っている法科大学院に対し、更なる取組を促していくこと。 (文部科学省)</p>	<p>→ 法科大学院特別委員会の下に設置された「法科大学院教育の質の向上に関する改善状況調査ワーキング・グループ」(以下「改善状況調査WG」という。)による調査において、平成24年度の調査では、競争倍率が2倍を下回っている法科大学院等に対するヒアリングの実施及び調査結果の公表により、総務省の勧告を踏まえた更なる改善を促した。</p> <p>また、新たに、文部科学省が公表した「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」(平成24年9月7日)において、「競争倍率2倍の確保」については、特に状況が悪い場合は競争倍率の指標にのみ該当する場合であっても公的支援の更なる見直しの対象とすることや、新たに追加された入学定員充足率の指標よりも競争倍率の指標がより重視されるよう、削減額に傾斜をつけるなど、入学者選抜における競争性の確保について、各法科大学院の更なる取組を促した。</p> <p>→ 「競争倍率2倍の確保」については、文部科学省が公表した「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」(平成24年9月7日)に基づき、各法科大学院が競争倍率2倍の確保に取り組み、競争倍率2倍未満の法科大学院は、平成24年度の13大学から25年度の7大学に減少している。</p> <p>また、法曹養成制度関係閣僚会議で決定された「法曹養成制度改革の推進について」(平成25年7月16日)では、法科大学院に対し、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策の検討、実施など抜本的な組織見直しに早急に取り組むことが求められた。このため、文部科学省においては、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」(平成25年11月11日)において、課題が深刻な法科大学院の抜本的組織見直しを早急に促す観点から、現行の公的支援の見直しの更なる強化を図ることとし、その中で、前年度の入学者選抜における競争倍率が2倍未満の場合は公的支援に係る加算率を減ずることとするなどの措置を平成27年度予算から実施することを予定しており、入学者選抜における競争性の確保について各法科大学院の取組を促している。</p> <p>⇒ 細目省令の改正と同時に「学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の施行等について」(平成27年3月31日 文部科学省高等教育局長。以下「施行通知」という。)を認証評価機関に通知し、競争倍率が2倍を下回っている法科大学院については、競争的環境の下での入学者選抜が十分に機能しているとは言いがたいなど、入学者の質の保証への影響が懸念されることか</p>

勸 告	政策への反映状況 (前回報告までの状況及びその後の状況)
<p>ウ 入学定員の削減</p> <p>法科大学院における教育の質を確保する観点から、定員充足率が向上しない法科大学院に対し、実入学者数に見合った更なる入学定員の削減を求めること。</p> <p>その際、定員規模が小さい法科大学院については、実入学者数に見合った定員削減が困難なものが生ずるとみられるが、法科大学院の撤退によって在籍学生の教育に支障が生じないよう、法曹養成制度の理念、地域バランス等も勘案しながら、他の法科大学院との統廃合についても検討しておくこと。</p> <p>また、法曹養成制度改革の理念を維持する観点から、各法科大学院に対し、入学定員の削減に当たっては未修者の確保に配慮するよう促すこと。</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>ら、評価の実施に当たり、入学者の質の確保について重点的に確認する必要があることを求めている。施行通知については、全ての法科大学院にも周知しており、入学者の質の確保に向けた更なる取組を促しているところである。</p> <p>平成 27 年 6 月に決定された推進会議決定において、客観的指標の水準を下回る法科大学院に対して教育状況の報告又は資料の提出を適時に求めることができる体制及び手続を平成 27 年度中に検討し、整備することとされたことから、平成 27 年 7 月以降、27 年度入学者の選抜における競争倍率が 2 倍を下回るなど、施行通知に示された客観的指標の目安を下回る法科大学院に対して教育状況の調査を実施したところである。調査の結果も踏まえ、現在、法科大学院特別委員会において、当該体制及び手続の整備の在り方について検討が行われている。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>→ 法科大学院特別委員会の下に設置された改善状況調査WGによる調査において、平成 24 年度の調査から新たに入学定員充足率が 5 割に満たない法科大学院や入学者が 1 桁であった法科大学院等に対するヒアリングを実施し、その調査結果を公表するなど、各法科大学院における入学定員の更なる適正化や組織の見直しなどの取組を進めることを促した。</p> <p>また、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」(平成 24 年 9 月 7 日)において、「入学定員の充足率」を公的支援の見直しのための指標として新たに追加し、各法科大学院が入学定員の削減を含めた更なる自主的・自律的な組織見直しに取り組むことを促した。</p> <p>法科大学院の統廃合等の組織見直しに関しては、閣僚会議の下に設置された検討会議において、議論がなされているところである。</p> <p>また、個々の法科大学院における自主的・自律的な組織見直しに関し、当該法科大学院に対し、在籍学生の教育への配慮や、入学者のうち非法学部出身者や社会人経験者が 3 割以上となるよう、適切な対応を促しているところである。</p> <p>→ 法科大学院特別委員会の下に設置された改善状況調査WGによる調査において、引き続き定員充足率等に課題を抱える法科大学院に対するヒアリングを実施し、その調査結果を公表するなど、各法科大学院における入学定員の更なる適正化や組織の見直しなどの取組を促進している。この結果、平成 26 年度の入学定員は、ピーク時の 19 年度の 5,825 人から 3,809 人となっている。</p> <p>このような中、法曹養成制度関係閣僚会議で決定され</p>

勸 告	政策への反映状況 (前回報告までの状況及びその後の状況)
<p>エ 多様性の確保</p>	<p>た「法曹養成制度改革の推進について」(平成 25 年 7 月 16 日)では、法科大学院に対し、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策の検討、実施など抜本的な組織見直しに早急に取り組むことが求められた。このため、文部科学省においては、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」(平成 25 年 11 月 11 日)に基づき、入学定員と実入学者数との差を縮小させるため、現在の入学定員の充足率を参考に算定した公的支援の基礎額を設定することとし、平成 27 年度予算から実施する予定である。また、「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(平成 26 年 3 月 31 日)において、公的支援の見直しの強化策などを活用し、課題が深刻な法科大学院について、連携・連合、改組転換を促すとともに、「適格認定の厳格化」などにより、認証評価結果に応じた組織見直しの促進を図り、法科大学院の定員の在り方や法的措置を含めた組織見直しの更なる促進方策の在り方を整理することとされた。なお、平成 26 年 3 月末時点で、組織見直し(統合、募集停止、廃止)を公表した法科大学院は 15 校となっている。</p> <p>さらに、未修者の確保については、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」(平成 25 年 11 月 11 日)を通じ周知された法学系以外の課程の出身者、社会人等の多様な人材確保の状況、地域配置や夜間開講の状況といった多様な指標を加えることにより、未修者の確保に配慮することとし、平成 27 年度予算から実施することを予定している。</p> <p>⇒ これまでの数次にわたる公的支援の見直しを実施してきた結果として、平成 28 年度の法科大学院の入学定員は 2,724 人となる見込みであり、ピーク時(5,825 人(平成 19 年度))から約 55%の定員が削減されることとなる予定である。</p> <p>また、公的支援の見直しの強化により、平成 28 年 3 月 31 日までに法科大学院 31 校が募集停止を表明した。このように、公的支援の見直しにより、法科大学院の自主的な組織見直しが着実に進んでいるものと考えている。</p> <p>法科大学院特別委員会においては、推進会議決定で示された法曹人口の在り方を踏まえ、平成 27 年 11 月に、目指すべき法科大学院の定員規模を当面 2,500 人程度とすべき旨の提言が取りまとめられた。本提言を受け、文部科学省では、「公的支援見直し強化・加算プログラム」の平成 29 年度以降の運用を見直すこととし、平成 27 年 12 月に各法科大学院へ通知したところであり、引き続き、法科大学院の組織見直しを促進していく。</p> <p>(文部科学省)</p>

勸 告	政策への反映状況 (前回報告までの状況及びその後の状況)
<p>多様な人材を受け入れるという法曹養成制度改革の理念を維持する観点から、各法科大学院に対し、非法学部出身者及び社会人の受入れ確保措置を講ずるよう促すこと。 (文部科学省)</p>	<p>→ 非法学部出身者や社会人を始めとする法学未修者への教育をより充実させるための方策について、法科大学院特別委員会の下に設置された未修者教育WGにおいて、平成 24 年 11 月 30 日に「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」が取りまとめられた。この中では、法学未修者が安心して法科大学院で学び、法曹を目指せる環境整備を目指すこととされ、夜間開講コースの充実などを含む、法学未修者教育に関する充実方策が報告された。</p> <p>文部科学省では、同報告の内容について法科大学院関係者の集まる法科大学院協会総会（平成 24 年 12 月 15 日開催）において周知を図り、多様な人材が安心して法科大学院で学べるよう、各法科大学院に対して、法学未修者教育の充実を要請した。</p> <p>→ 多様な人材の受入れについては、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」（平成 25 年 11 月 11 日）において、法科大学院に対する公的支援の基礎額及び加算額の算出に際して、法学系以外の課程出身者又は社会人の入学者数・割合などの多様な人材確保の状況、地域配置や夜間開講の状況といった多様な指標を加えることにより、多様な人材を受け入れることに配慮することとした。</p> <p>また、「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」（平成 26 年 3 月 31 日）を踏まえ、法学未修者に対する教育については、社会人や法学以外の学部出身者など多様なバックグラウンドを持った人材を法曹に育てるという本来の趣旨ののっとり、法律基本科目をより重点的に学べる仕組みの具体化を始め、より良い教育課程の在り方等について、平成 26 年 7 月の実施に向けて検討し、順次、実施する。</p> <p>⇒ 平成 27 年度予算より公的支援の基礎額の算出に際して、法学系以外の課程出身者又は社会人の入学者数・割合を考慮し、多様な人材の確保に向けた取組を進めている。</p> <p>また、多様なバックグラウンドを持った者を法曹に養成する観点から、法学未修者の教育の質を保証していくため、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして構想された「共通到達度確認試験（仮称）」について、法学未修者 1 年次生を対象として平成 27 年 3 月に第 1 回試行試験を実施したところである。試行試験の実施に当たっては、文部科学省にも有識者会議を設け、平成 27 年 7 月に取りまとめられた第 2 回試行試験の基本的な方向性にに基づき、対象を 2 年次にも拡大し、法学既修者も含めて 28 年 3 月に第 2 回試行試験を実施した。</p> <p>さらに、法学未修者が法律基本科目をより重点的に学</p>

勸 告	政策への反映状況 (前回報告までの状況及びその後の状況)
<p>(3) 修了者の質の確保</p> <p>ア 厳格な成績評価</p> <p>法科大学院における修了者の質を確保する観点から、各法科大学院に対し、成績評価及び修了認定の厳格化の一層の推進を求めること。</p> <p>また、法科大学院に入学しても、最終的に修了できない者や、修了直後の司法試験を受験しない者が増加していることから、各法科大学院における教育の質の向上の取組及びその効果について検証すること。その際、好事例についても収集し、他の法科大学院に対し情報提供を行うこと。</p> <p>さらに、上記取組の効果が十分に認められず、それが入学者の質の確保が十分でないことによる場合、法科大学院に対し、更なる入学定員の見直しを求めること。</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>ぶことを可能とするため、「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）」を平成 26 年 8 月に発出し、法学未修者が、法律基本科目について従前よりも柔軟なカリキュラムを組めるよう、法令の運用を改めたところである。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>→ 法科大学院特別委員会の下に設置された改善状況調査WGによる調査を通じて、成績評価及び修了認定の厳格化や入学者選抜における競争性の確保等の一層の推進を図るとともに各法科大学院における教育の質の向上の取組、その効果等について検証を行う。</p> <p>これに加え、特に、法学未修者において標準修業年限修了率や司法試験合格率の低迷が見られること等を踏まえ、法科大学院特別委員会の下に設置された未修者教育WGにおいて、平成 24 年 11 月 30 日に「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」が取りまとめられた。この中で、法学未修者教育に係る現状を分析し、法学未修者教育をめぐる課題を明らかにするとともに、その改善方策が報告されている。また、法学未修者教育に関する各法科大学院の好事例も示されている。</p> <p>文部科学省では、同報告の内容について法科大学院関係者の集まる法科大学院協会総会（平成 24 年 12 月 15 日開催）において周知を図った。</p> <p>→ 法科大学院特別委員会の下に設置された改善状況調査WGによる調査を通じて、成績評価及び修了認定の厳格化や入学者選抜における競争性の確保等の一層の推進を図るとともに各法科大学院における教育の質の向上の取組、その効果等について検証を行った結果、課題が深刻な法科大学院において、改善の取組を進めていることは確認できたものの、諸課題を改善し、成果を挙げることができているとまでは言い難く、依然、厳しい状況にある法科大学院が存在することが報告された。</p> <p>このような状況も踏まえ、文部科学省においては、「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」（平成 26 年 3 月 31 日）を踏まえ、法科大学院に対する認証評価の見直しを通じた法科大学院における成績評価の厳格化を促進する措置や、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとしての共通到達度確認試験（仮称）の基本設計・試行等を平成 27 年 3 月を目途に進める。</p> <p>⇒ 細目省令の改正と同時に施行通知を認証評価機関に通知し、司法試験合格率が全国平均の半分を下回る法科大学院については、教育の実施状況や教員の質の保証に課題があることが強く類推されることから、評価の実施</p>

勸告	政策への反映状況 (前回報告までの状況及びその後の状況)
<p>イ 共通的な到達目標</p> <p>法科大学院における学修のばらつきをなくし、修了者の質の一定水準を確保するため、関係機関の連携の下、策定された共通的な到達目標モデルを踏まえ、各法科大学院が到達目標を速やかに策定するよう働きかけること。</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>に当たり、法科大学院としてふさわしい教育の質が確保できているかを重点的に確認することを求めている。施行通知については、全ての法科大学院にも周知しており、厳格な成績評価を含めた教育の質の確保について、更なる取組を促している。</p> <p>また、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして構想された「共通到達度確認試験(仮称)」について、法学未修者1年次生を対象として平成27年3月に第1回試行試験を実施した。試行試験の実施に当たっては、文部科学省にも有識者会議を設け、平成27年7月に取りまとめられた第2回試行試験の基本的な方向性に基づき、対象を2年次にも拡大し、法学既修者も含めて28年3月に第2回試行試験を実施した。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>→ 平成24年7月19日に法科大学院特別委員会において取りまとめられた「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について(提言)」では、共通的な到達目標モデルを踏まえたカリキュラム策定の促進が示されている。本提言を各法科大学院及び認証評価機関に対して周知徹底することにより、各法科大学院が共通的な到達目標を踏まえた到達目標を設定することや、認証評価機関が共通的な到達目標を踏まえた到達目標の設定状況に関する評価を一層厳格に行うことを促している。</p> <p>→ 修了者の質の一定水準を確保するための共通的な到達目標については、法科大学院修了者が共通に備えておくべき能力等の到達目標モデルに基づき、平成25年4月時点で、全法科大学院73校のうち、69校が到達目標を策定、又は策定予定となっており、未策定校に対して、策定を働きかけている。</p> <p>また、法曹養成制度関係閣僚会議で決定された「法曹養成制度改革の推進について」(平成25年7月16日)を受け、文部科学省は、中教審の審議を踏まえ、5年内(平成30年7月)に試行を開始することを目指して「共通到達度確認試験(仮称)」の実施準備を行うこととされたところである。</p> <p>文部科学省においては、「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(平成26年3月31日)を踏まえ、共通的な到達目標モデルを踏まえた共通到達度確認試験(仮称)の基本設計・試行等の検討や、共通的な到達目標モデルを活用した教育課程編成の徹底、法科大学院に対する認証評価を通じた法科大学院として求められる成果を挙げているかの厳格な評価についての検討を、平成27年3月を目途に進める。</p> <p>⇒ 法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院</p>

勸告	政策への反映状況 (前回報告までの状況及びその後の状況)
<p>ウ 未修者対策</p> <p>未修者については、上記の修了者の質の確保の取組を推進しつつ、法律基本科目の量的充実の効果について今後検証するとともに、未修者対策の強化について早期に取り組むこと。その際、好事例についても収集し、他の法科大学院に対し情報提供を行うこと。</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして構想された「共通到達度確認試験（仮称）」については、法学未修者1年次生を対象として平成27年3月に第1回試行試験を実施した。試行試験の実施に当たっては、文部科学省に有識者会議を設け、平成27年7月に取りまとめられた第2回試行試験の基本的な方向性に基づき、対象を2年次にも拡大し、法学既修者も含めて28年3月に第2回試行試験を実施した。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>→ 法学未修者教育については、法科大学院特別委員会の下に設置された未修者教育WGにおいて、平成24年11月30日に「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」が取りまとめられた。この中で、法律基本科目の量的充実の効果を含めた法学未修者教育の現状を分析し、法学未修者教育をめぐる課題を明らかにするとともに、その改善方策が報告されている。また、法学未修者教育に関する各法科大学院の好事例も示されている。</p> <p>文部科学省では、同報告の内容について法科大学院関係者の集まる法科大学院協会総会（平成24年12月15日開催）において周知を図り、各法科大学院における法学未修者対策の強化を要請した。</p> <p>さらに、文部科学省では、同報告を受けて、今後、法学未修者教育の一層の強化を図るため、その具体的方策について検討する。</p> <p>→ 法学未修者教育について、法曹養成制度関係閣僚会議で決定された「法曹養成制度改革の推進について」（平成25年7月16日）では、文部科学省において、法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を1年以内（平成26年7月）に検討し、実施準備を行うこととされたところである。これを受け、文部科学省においては、「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」（平成26年3月31日）を踏まえ、共通到達度確認試験（仮称）の基本設計・試行を平成27年3月を目途に行うとともに、共通的な到達目標モデルを活用した教育課程編成の徹底や法律基本科目をより重点的に学べる仕組みの具体化を始め、より効果的な教育課程などの検討を26年7月までに進める。</p> <p>⇒ 法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして構想された「共通到達度確認試験（仮称）」については、法学未修者1年次生を対象として平成27年3月に第1回試行試験を実施した。試行試験の実施に当たっては、文部科学省に有識者会議を設け、平成27年7月</p>

勸 告	政策への反映状況 (前回報告までの状況及びその後の状況)
<p>(4) 公的支援の見直し</p> <p>法科大学院の公的支援の見直し指標については、未修者への影響や、法科大学院における教育の質の改善の進捗状況などを踏まえ、必要な改善措置を講ずること。</p> <p>また、法科大学院の公的支援の見直し指標の競争倍率については、意図的に合格者を減少させることで競争倍率を確保する可能性があることを踏まえ、定員充足率を加味したものに改めること。 (文部科学省)</p>	<p>に取りまとめられた第2回試行試験の基本的な方向性に基づき、対象を2年次にも拡大し、法学既修者も含めて28年3月に第2回試行試験を実施した。</p> <p>さらに、法学未修者が法律基本科目をより重点的に学ぶことを可能とするため、「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について(通知)」を発出し、法学未修者が、法律基本科目について従前よりも柔軟なカリキュラムを組めるよう、法令の運用を改めた。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>→ 法科大学院の公的支援の見直し指標の改善については、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」(平成24年9月7日)を公表した。</p> <p>具体的には、平成26年度予算から、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 現行の「司法試験合格率」及び「競争倍率」の指標に加え、新たに「入学定員充足率」を指標に追加し、これら3つの指標のうち、複数の指標に該当した場合には、公的支援の見直しの対象とする、 ② 単独の指標のみでも、特に深刻な課題を抱える場合は、公的支援の見直しの対象とする、 ③ 「入学定員充足率」の指標が追加されたことで、「競争倍率」の指標が軽視されることのないよう、ある年度の競争倍率が2倍未満の場合、当該年度の入学定員充足率が50%以上であっても、50%未満とみなすものとする <p>といった改善方策を実施することとした。</p> <p>→ 法科大学院の公的支援の見直し指標の改善については、文部科学省が公表した「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」(平成24年9月7日)において、平成26年度予算から対応し、入学者選抜の公的支援の見直し対象となった法科大学院が計18校となったところである。</p> <p>また、法曹養成制度関係関係会議で決定された「法曹養成制度改革の推進について」(平成25年7月16日)では、法科大学院に対し、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策の検討、実施など抜本的な組織見直しに早急に取り組むことが求められた。このため、文部科学省においては、課題が深刻な法科大学院の抜本的な組織見直しを早急に促す観点から、公的支援の見直しの更なる強化を図るため、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」(平成25年11月11日)を公表した。</p> <p>具体的には、司法試験合格率、入学定員の充足率、多様な人材確保、地域性・夜間開講など多様な指標に基づき全ての法科大学院を3つの類型に分類する。さらに、各類型に関し、現在の入学定員の充足率を参考に算定し</p>

勸告	政策への反映状況 (前回報告までの状況及びその後の状況)
<p>3 法科大学院教育と司法試験との有機的連携</p> <p>司法試験の透明性を確保し、また、司法試験と法科大学院教育との連携を確保する観点から、司法試験に関する情報提供の充実が図られているが、採点実感において、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込むなどし、その情報提供をより充実させること。</p> <p>各法科大学院において、受験状況等の把握が困難な場合もあることに鑑み、法科大学院が自校修了者の司法試験の受験状況・合格状況の把握・分析を行って今後の教育内容・方法の改善を図るため、各法科大学院から要請があるときは、当該法科大学院修了が受験資格の基礎となっているその年の司法試験受験者の氏名、それぞれの受験回数、試験の可否の情報を提供すること。 (法務省)</p>	<p>た公的支援の基礎額を設定する。その上で先導的な教育システムの構築、教育プログラムの開発、質の高い教育提供を目指した連合などの優れた取組の提案を評価して、加算する仕組みを創設した。公的支援の見直しの更なる強化は、平成 27 年度予算から実施することを予定しており、全ての法科大学院を対象に、入学定員の見直しや抜本的な組織見直しを更に促進している。</p> <p>⇒ これまでの数次にわたる公的支援の見直しを実施してきた結果として、平成 28 年度の法科大学院の入学定員（予定）は 2,724 人となる見込みであり、ピーク時（5,825 人（平成 19 年度））から約 55%の定員が削減される予定となっている。また、平成 28 年 3 月 31 日までに募集停止を表明した法科大学院は 31 校に上るなど、公的支援の見直しにより、法科大学院の自主的な組織見直しが着実に進んでいるものと考えている。</p> <p>法科大学院特別委員会においては、推進会議決定における法曹人口の在り方を踏まえ、平成 27 年 11 月に、目指すべき法科大学院の定員規模を当面 2,500 人程度とすべき旨の提言が取りまとめられた。本提言を受け、文部科学省では、「公的支援見直し強化・加算プログラム」の平成 29 年度以降の運用を見直すこととし、平成 27 年 12 月に各法科大学院へ通知したところであり、引き続き、法科大学院の組織見直しを促進していく。</p> <p>(法務省)</p> <p>→ 司法試験と法科大学院教育との連携を確保する観点から、総務省の勧告で「採点実感において、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込むなどし、その情報提供をより充実させる」とされている点については、平成 25 年 1 月 4 日、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込むなどした平成 24 年司法試験の採点実感等に関する意見を公表し、情報提供をより充実させた。</p> <p>また、同勧告で「法科大学院が自校修了者の司法試験の受験状況・合格状況の把握・分析を行って今後の教育内容・方法の改善を図るため、各法科大学院から要請があるときは、当該法科大学院修了が受験資格の基礎となっているその年の司法試験受験者の氏名、それぞれの受験回数、試験の可否の情報を提供する」とされている点については、平成 24 年 10 月 9 日、法科大学院 1 校から該当する要請があったことから、同月 11 日、同法科大学院に同情報を提供するとともに、以降も該当する要請があったときは、同様の情報提供を行うこととした。</p> <p>→ 「採点実感において、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込むなどし、その情報提供をより充実させる」とされている点については、平成 25 年司法試験に</p>

勸告	政策への反映状況 (前回報告までの状況及びその後の状況)
<p>4 修了者等への支援策</p> <p>法科大学院に対し、修了者の進路の把握については、修了時の把握はもとより、受験資格を保有し得る少なくとも5年間は継続し、総合的な集積・管理を行わせること。</p> <p>修了者（法務博士（専門職））の社会での人材活用を図る観点から、自校の修了者の進路の動向や在学生のニーズ等を踏まえ、法科大学院における修了者及び在学生に対する就職支援等の充実を促進すること。</p> <p style="text-align: right;">（文部科学省）</p>	<p>においても、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込んだ採点実感等を公表した。</p> <p>また、「法科大学院が自校修了者の司法試験の受験状況・合格状況の把握・分析を行って今後の教育内容・方法の改善を図るため、各法科大学院から要請があるときは、当該法科大学院修了が受験資格の基礎となっているその年の司法試験受験者の氏名、それぞれの受験回数、試験の合否の情報を提供する」とされている点については、平成25年司法試験においては、要請のあった法科大学院5校に対し、同情報を提供している。</p> <p>⇒ 「採点実感において、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込むなどし、その情報提供をより充実させる」とされている点については、平成26年及び27年司法試験においても、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込んだ採点実感等を公表した。</p> <p>また、「法科大学院が自校修了者の司法試験の受験状況・合格状況の把握・分析を行って今後の教育内容・方法の改善を図るため、各法科大学院から要請があるときは、当該法科大学院修了が受験資格の基礎となっているその年の司法試験受験者の氏名、それぞれの受験回数、試験の合否の情報を提供する」とされている点については、平成26年司法試験においては、要請のあった法科大学院12校に、27年司法試験においては、要請のあった法科大学院8校（平成28年3月末現在）に対し、同情報を提供している。</p> <p>平成28年司法試験以降についても上記の取組について引き続き行う。</p> <p>（文部科学省）</p> <p>→ 平成24年7月19日に法科大学院特別委員会において取りまとめられた「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）」では、各法科大学院において率先して修了者の進路状況の正確な把握と充実した就職支援策を進めることが期待される旨を明記するとともに、平成24年7月20日に文部科学省として策定・公表した「法科大学院教育改善プラン」においては、平成24年度から各法科大学院に対し、法科大学院修了者について、進路状況のより正確な把握や就職支援の充実を促すこととしている。</p> <p>これに併せ、文部科学省が、平成23年度から実施している法科大学院修了者の進路に関する調査（過去5年度分）について、継続的な調査の実施により各法科大学院における修了者の進路の把握を促進するため、24年度も調査を実施した。</p> <p>→ 修了者の進路の把握については、平成23年度より、法科大学院修了者の進路に関する調査を継続して実施</p>

勸告	政策への反映状況 (前回報告までの状況及びその後の状況)
	<p>し、各法科大学院において総合的な集積・管理を行わせることにより、修了者等への就職支援等の充実を図っている。</p> <p>また、これらを踏まえ、「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(平成26年3月31日)を受けて、進路指導体制の充実等を始め、学生の希望や適性を踏まえた法曹以外の法律関係専門職や企業法務、公務部門などの多様な進路への的確な対応に向けた検討を進める。</p> <p>⇒ 文部科学省が平成23年度から実施している法科大学院修了者の進路に関する調査を今後も継続することで、法科大学院における修了者の進路状況の把握や、就職支援の充実を促すこととしている。</p>

(注) 評価書、要旨等については、総務省ホームページを参照
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h24.html)

テーマ名	消費者取引に関する政策評価(総合性確保評価) (勧告・公表日:平成26年4月18日)
関係行政機関	消費者庁、金融庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項の規定に基づき必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果
<p>○ 評価の観点 消費者取引の適正化に関する各種施策が、総体としてどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から評価</p> <p>○ 評価の結果 複雑化かつ多様化する消費者取引に関するトラブルを低減するという課題に対し、国が講じてきた各種の取組により、これらの取組の効果の一面を表象していると考えられる、全国の消費生活相談件数は、平成16年度の約181万8,000件から24年度は約72万2,000件に減少している。</p> <p>また、近年の事業者規制等に係る各法令の改正については、法令改正の契機となったトラブルに係る相談件数の減少や、地方支分部局や都道府県等に対する実地調査及び消費生活相談員に対する意識等調査からも、それぞれ一定の効果が発現していると認められる。</p> <p>これらのことから、数年来、国が講じてきた各種の消費者取引に関する政策は、総体としてみると、一定の効果が発現していると認められる。</p> <p>一方、「消費者基本計画」(平成22年3月30日閣議決定)における消費者取引の適正化に係る施策は、政府全体としては体系化されておらず、消費者基本法(昭和43年法律第78号)において「消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保」が基本理念として掲げられているのみである。加えて、いつまでにどのようなことを実現するのかといった政府全体としての目指すべき目標が明確でなく、関連する個々の施策の位置付けや相互の関連なども明らかにされていないほか、これらの施策の効果の把握のための指標の設定も不十分となっている。</p> <p>(1) 事業者向け施策</p>

ア 特定商取引法

- ① 平成20年の特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）改正による訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売における指定商品・指定役務制の廃止等については、訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に関する相談件数が、規制の事前評価で基準としている平成19年度と24年度を比較すると減少していること等から、効果は一定程度発現していると認められる。
- ② 平成24年の特定商取引法改正による訪問購入の規制対象への追加については、「貴金属等の訪問買取り」に関する相談件数が、改正に向けた一連の措置に伴い、改正特定商取引法の施行前から減少していること等から、効果は一定程度発現していると認められる。

ただし、経済産業局、都道府県等に対する実地調査では、本改正の効果の発現状況について、改正特定商取引法の施行後間もないこと等から、経済産業局及び都道府県の特定商取引法執行担当部署の51.4%が「分からない」と回答しているなど今後の相談件数の推移及び消費者被害の発生状況を注視していく必要がある。
- ③ 特定商取引法における執行権限の機能を十分に発揮していくためには、消費者庁、経済産業局及び都道府県間の積極的な情報共有や連携が特に重要である。

しかし、i) ノウハウ不足等の理由から行政処分等の実績が低調な都道府県、ii) 都道府県で執行ネットに適時適切に事案を登録していない状況、iii) 複数の都道府県で同一事業者に係る相談があった事案について、経済産業局や関係する都道府県間で情報共有されていたにもかかわらず、都道府県単独で行政処分を実施し、その後も他の都道府県では依然として相談が寄せられている例がみられるなど、特定商取引法における執行権限の機能が十分に発揮されていない。

イ 宅地建物取引業法

平成23年の宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）改正による宅地建物取引業者の勧誘に係る禁止行為の明確化については、マンションの勧誘に関する相談件数が、改正規則の施行後に大きく減少していること等から、効果は一定程度発現していると認められる。

ウ 割賦販売法

- ① 平成20年の割賦販売法（昭和36年法律第159号）改正による個別クレジット事業者に対する登録制の創設等については、個別クレジットに関する相談件数が、法施行前の平成17年度と24年度を比較すると大幅に減少しており、規制の事前評価で見込まれていた高齢者被害の減少については、特に70歳以上についてその減少割合が全体の減少割合と比べても高いこと等から、効果は一定程度発現していると認められる。
- ② 個別信用購入あっせんについては、平成20年の割賦販売法の改正により、都道府県知事に報告徴収、立入検査、改善命令及び業務停止命令の権限が一部付与された。しかし、多くの都道府県の割賦販売法指導監督担当部署では、指導監督の実施方針の策定等の法改正への対応がなされておらず、また、法改正による権限付与を承知していない例や、どのような場合に権限を行使できるかについて誤解している例もみられ、付与された権限を行使するための基盤が十分に整備されていない。

エ 貸金業法

平成18年の貸金業法（昭和58年法律第32号）改正による貸金業の適正化のための行為規制の強化等の規制の見直し等については、貸金業者や多重債務、あるいは法改正前に問題とされた取立行為や契約内容等に関する苦情・相談件数が、最も多い年度（貸金業者は19年度、多重債務及び取立行為は20年度、契約内容は21年度）と24年度を比較するといずれも減少していること等から、当初想定されていた効果は一定程度発現しているものと認められる。

ただし、偽装質屋やクレジットカードショッピング枠の現金化業者等による消費者被害がみられること等から、これらの事業者の動向や相談件数の推移及び消費者被害の発

生状況を注視していく必要がある。

オ 商品先物取引法

平成21年の商品先物取引法（昭和25年法律第239号）改正による商品先物取引業への横断的な許可制の導入等については、商品先物取引及び海外商品先物取引に関する相談件数が、22年度と24年度を比較すると大幅に減少していることから、効果は一定程度発現していると認められる。

カ 金融商品取引法

- ① 平成21年の金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）改正によるF X業者に対するロスカット取引を適切に行うためのルールの整備等については、金融先物取引業協会の協会員が行うF X取引に関する苦情件数が、最も多い平成20年度と24年度を比較すると減少していること、及びF X業者等の未収金が改善され、出来高及び証拠金残高が安定的に増加していることから、効果が一定程度発現しているものと認められる。
- ② 平成23年の金融商品取引法（昭和23年法律第25号）改正による無登録業者が行った未公開株の売付けを原則無効とするなどの導入等については、未公開株に関する相談件数が、最も多い平成22年度と24年度を比較すると減少していること等から、効果は一定程度発現していると認められる。

キ 老人福祉法

平成23年の老人福祉法（昭和38年法律第133号）改正による有料老人ホームへの入居に係る権利金等の受領の禁止及び入居後一定期間での契約解除の場合の前払金の返還に係る契約の締結の義務付けについては、有料老人ホームの契約・解約に関する相談件数は法施行後も横ばいであるものの、施設数や入居定員数当たりで見ると、法施行前に比べて減少していること等から、効果は一定程度発現していると認められる。

ク 法執行・指導監督における消費生活相談情報の活用

P I O-N E Tから得られた情報については、その活用を図っていく余地があるものと考えられ、P I O-N E Tの閲覧環境の整備とその利用の拡大により一層効果的な法執行・指導監督業務の実施が期待される。

一方で、P I O-N E Tの閲覧環境が整備されていない都道府県の法執行・指導監督担当部署に対する、消費生活相談担当部署からの個別相談事案の情報提供についての対応は、都道府県によって区々となっており、中には一切情報提供できないとしているところもみられる。

(2) 消費者向け施策

ア 地方消費者行政活性化交付金による効果の把握

- ① 地方消費者行政活性化交付金の効果について、消費者庁では消費生活相談員の増加等の状況により説明しようとしているほか、消費者被害に遭った人のうち「どこに相談すればよいのか分からなかった」又は「相談する適切な相手がいなかった」人の割合を減少させることにより消費者が安心して消費できる環境整備と公正な市場形成により消費拡大が実現する等の効果を想定しているが、本効果は検証できていない。また、調査した都道府県等では、交付金の効果として相談の質の向上や消費者意識の向上等を定量的に把握しているものはない。
- ② 最も交付額の多い消費者教育・啓発活性化に関する事業の効果については、多くの都道府県等でその効果を把握しておらず、定量的に把握しているものでは、その効果が疑わしい例もみられる。
- ③ 消費生活センターや消費生活相談窓口の設置及び機能強化に関する事業については、消費生活センターを設置した市区町村の中には相談件数やあっせんにより解決した件数が極めて少ないところが見られるなどその効果が不十分となっている。

イ 地方公共団体における消費生活相談の実施

- ① 消費生活相談の現場における基本的な用語である「あっせん」が表す行為や作用、「斡旋解決」が表す状態等が各々の消費生活センター等によって異なっている。また、それらの用語の使われ方の違いが、P I O-N E Tに登録された「斡旋解決」件数の多寡に影響を与え、都道府県等別の総相談件数に対する「斡旋解決」件数の割合（いわゆる「あっせん率」）に差が生じる要因の一つとなっている。
- ② 全国の消費生活センター等において平成24年1月から12月までの間に受け付けた相談の「受付情報」のP I O-N E Tへの登録所要日数は平均33.1日であり、このうち、調査した90消費生活センター等におけるセンター等別の登録所要日数をみると、最も短いところで平均3.8日、最も長いところで平均156.7日となっている。また、「受付情報」の登録の遅れは、下記エのとおり、消費者安全法（平成21年法律第50号）に基づく消費者に対する注意喚起の遅れの要因の一つになっていると認められる。

ウ 財産被害に係る消費者事故等の消費者庁への通知

消費者安全法第12条2項に基づく通知（以下「安全法12条2項通知」という。）を行う場合の考え方について、各府省では、全ての消費者事故等の相談を通知としている府省がある一方で、単なる相談は通知しないとしている府省もあるなどその取扱いが区々となっており、各府省の通知件数には大きなばらつきがみられる。また、調査した都道府県の中には、当該制度を承知していないとするところが4割以上みられる。

エ 消費者に対する注意喚起

消費者庁が注意喚起を実施した財産事案に係る13事例に関し、消費生活センター等で受け付けた相談事案について、相談件数が最も多い月から注意喚起が実施された月までの期間が4か月以上となっているものが6事例みられる。

これは、全国の消費生活センター等における「受付情報」のP I O-N E Tへの登録が平均で1か月以上を要していることも要因と認められ、これを解消することにより、更に効果を発現させる余地がある。

オ 民事ルールの活用

消費生活相談員に対する意識等調査結果では、消費者取引の適正化に役立っている取組として、「民事ルールの策定」を挙げた消費生活相談員が60.8%と最も高くなっているなど民事ルールは、相談事案を解決するためのツールとしても有効なものとなっている。

カ 消費者に対する教育・啓発の実施

消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）の施行に際し作成された「消費者教育の体系イメージマップ」においては、目標を達成するために、どのような機関がどのような役割を果たしていくのかが明確でないなど関係府省における消費者教育に係る取組が一体的に進められていない。

また、調査した都道府県等において、自ら実施する教育・啓発の効果を把握しているものは約3割にとどまっているなど、その効果把握は不十分となっている。

※ 下表の「政策への反映状況」の□で囲んだ箇所（その後の状況）は、前回報告（平成27年6月12日）以降に関係行政機関がとった措置である。

勸告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>(1) 消費者取引の適正化に関する政策全体の政策目標の設定と指標の明確化 消費者庁は、その司令塔機能を發揮して政府全体としての消費者取引の適正化を推進するため、次の措置を講ずること。</p> <p>① 消費者取引の適正化に向けた政府全体としての具体的な政策目標を設定し、当該目標達成に向けて展開しようとする個々の施策の体系化・構造化を図り、これらを次期消費者基本計画の改定に反映すること。</p> <p>② その際、効果把握のための指標の設定を進めること。 (消費者庁)</p> <p>(2) 個々の施策について講ずべき措置 関係府省は、政府全体として消費者取引の適正化を一層推進する観点から、個々の施策の実施段階において生じている課題を解消し、更なる効果発現に向けた取組を進めるため、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>ア 事業者に対する法執行・指導監督の機能強化 (特定商取引法関係)</p> <p>① 特定商取引法に関する消費者被害の発生状況の把握等 消費者庁は、特定商取引法の訪問購入に係る規制について、平成24年の改正特定商取引法附則の規定も踏まえつつ、規制対象の物品及び規制対象外の物品に係る相談件数の推移並びに消費者被害の発生状況を定期的に把握し、その結果を特定商取引法の規定の施行状</p>	<p>(消費者庁) 平成27年度から31年度までを対象期間とする消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定）において、消費者政策の推進により「目指すべき姿」として、消費者の権利が尊重され、安全な商品・サービスを安心して消費できること、消費の効用・満足度が高まり、豊かな消費生活を営めること及び消費者が公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画することを示した。さらに、この目標達成に向け6つの項目を設け、それぞれの項目の中に個別具体の施策を盛り込むなど、各施策の体系化・構造化を図った。 また、具体的な施策について、取組予定を示す図と説明の文章で構成される工程表を作成し、各施策にKPI（重要業績評価指標）を設定した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>消費者基本計画においては、毎年度、施策の実施状況の検証・評価・監視を行い、消費者委員会の意見を聴取した上で、1年に1回は工程表を改定すること等とされている。 第1回目の工程表の改定を行うこととし、当該改定素案について、広く一般から意見募集するとともに、消費者委員会の意見も聴取し、消費者政策会議で平成28年6月を目途に決定する予定である。</p> </div> <p>(消費者庁) 規制対象の物品等、規制対象外の物品に係る消費者被害の実態や相談件数を定期的に把握し、平成24年の特定商取引法改正法附則の規定に基づく施行状況の検討を行う際にはその情報を活用していく。 また、現在、消費者委員会特定商取引法専門調査会において、特定商取引法の施行状況の検討が行われており、同調査会において訪問購入に関する検討が行われることとなった際には、同様にその情報を活用して</p>

勸告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>況の検討の際に活用すること。 (消費者庁)</p> <p>② 特定商取引法の執行の機能強化 消費者庁は、特定商取引法における執行権限の機能を十分に発揮していくため、次の措置を講ずること。 i) 都道府県に対し、標準的な調査手法等を提示するなど積極的な支援・助言を行うこと。</p> <p>ii) 都道府県に対し、執行ネットへの調査情報の登録基準を周知</p>	<p>いく。 なお、平成26年度の相談件数は、i) 規制対象物品等が6,700件、ii) 規制対象外の物品が731件であった(平成25年度は、i) 規制対象物品等が6,563件、ii) 規制対象外の物品が781件)。 ※ 相談件数は、平成27年3月31日までのP I O - N E T登録分を基に消費者庁が独自に集計したもの。訪問購入に分類されている相談から、規制対象外物品(特定商取引法施行令第16条の2に定める適用除外物品)に関するものを除いた件数を規制対象物品等に関する相談件数とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成27年度の規制対象物品等に係る相談件数及び消費者被害の発生状況は、平成28年6月を目途に把握する予定である。 また、訪問購入に係る平成25年度及び26年度の相談件数及び被害の発生状況については、平成27年7月の消費者委員会特定商取引法専門調査会に報告するなど、特定商取引法の施行状況の検討に活用した。消費者委員会からは、平成28年1月7日、新たな規制逃れ事案について、訪問購入の成立に関する解釈を通達等で明らかにすべき等との特定商取引法専門調査会報告書を踏まえ、必要な取組を進めることが適当である旨の答申が行われた。今後、答申を踏まえて、通達改正等の対応を予定している。 また、平成24年の特定商取引法改正法附則に規定された訪問購入に係る物品の占有を確実に回復し又は保持することができるようにするための制度について検討している。</p> </div> <p>(消費者庁) i) 平成26年5月22日～23日に開催した執行初任者研修及び同年11月11日～13日に開催した執行専門研修において、各経済産業局及び都道府県の執行担当職員に対し、当庁の標準的な執行ノウハウに関する講義を実施した。また、執行専門研修の資料は標準的な執行ノウハウについて記載しているものである。本資料は研修参加者及び研修に参加していない都道府県にも配布済みであり、当庁において都道府県等からの問合せなどに対応している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>i) 平成27年5月12日に開催した執行初任者研修及び同年9月29日～10月1日に開催した執行専門研修において、前年度同様、講義を実施するなどした。</p> </div> <p>ii) 平成26年11月に実施した執行専門研修において、執行ネットへの調査情報の登録基準を周知し、適時</p>

勸告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>し、適時適切な調査情報の登録の徹底による積極的な情報共有を要請すること。</p> <p>iii) 広域的な被害が疑われる事案について、都道府県等との情報共有及びその対応に係る協議を行う場を設けるなどにより、都道府県等と積極的な連携を図ること。 (消費者庁)</p> <p>(割賦販売法関係)</p> <p>③ 都道府県が担う指導監督業務の支援強化 経済産業省は、都道府県が割賦販売法に基づき適切な指導監督を実施できるよう、都道府県に対し、実施方針の策定を含めた立入検査等の指導監督のノウハウの習得などについての支援・助言を行うこと。 (経済産業省)</p>	<p>適切な調査情報の登録の徹底による積極的な情報共有を、都道府県からの出席者に対して要請した。また、本研修不参加の都道府県に対しては、「特商法執行NETの登録事項の連絡について」(平成26年11月11日付け消費者庁取引対策課)により、適時適切な調査情報の登録の徹底による積極的な情報共有の要請を行った。</p> <p>ii) 平成27年9月29日～10月1日に実施した執行専門研修において、前年度同様、執行ネットへの調査情報の登録基準を周知し、適時適切な調査情報の登録の徹底による積極的な情報共有を要請した。</p> <p>iii) 経済産業局と都道府県との連絡会議の場を活用して、悪質な行為が広域的に行われるような事案についての情報共有及びその対応を議題として協議(※)を実施しており、勧告を踏まえ、複数の都道府県等で対応が必要な事案について、単独の都道府県で対応することがないように積極的に連携していく。 ※ 平成26年4月1日～27年3月31日まで延べ42回開催し、54地方公共団体が参加</p> <p>iii) 前年度同様、協議(※1)を実施し、積極的に連携を図った。 例えば、平成27年度は、中国経済産業局と山口県、広島県及び岡山県が連携を図り、中国地方で被害が集中していた事案について行政処分(※2)を実施した。 ※1 平成27年4月1日～28年3月31日まで延べ62回開催し、54地方公共団体が参加 ※2 平成27年11月24日、家庭用温熱治療器等の訪問販売業者に対し、中国経済産業局と広島県及び岡山県が同日処分 平成28年2月19日、住宅リフォームの訪問販売業者に対し、中国経済産業局及び山口県が同日処分</p> <p>(経済産業省) 毎年度、経済産業省職員、各都道府県の割賦販売法に基づく事務を担当する職員を対象とする研修を実施しており、平成26年10月に実施した本研修の募集に際しては、これまで参加実績のない都道府県の担当者に対して重点的に参加の呼びかけを行った。 また、研修に際しては、参加都道府県の担当者に対して、委任されている個別信用購入あっせん業等の指導監督権限について改めて周知を行ったほか、研修に参加できない都道府県の担当者に対しても、研修後に用いた資料を送付し、質問・相談を受け付けることとした。 なお、次年度以降は当該研修の募集に際し、都道府県担当部署の担当者への案内だけでなく、担当部署の管理職への参加要請を実施することとする。</p>

勸告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>(貸金業法関係)</p> <p>④ ヤミ金等による消費者被害の発生の態様等の把握等 金融庁は、貸金業法上の登録業者ではないヤミ金等について、消費生活相談情報を集計・分析することにより、消費者被害の発生の態様等を把握するとともに、消費者庁、警察庁等と連携し、消費者に対する積極的な注意喚起等を行うこと。 (金融庁)</p> <p>イ 消費生活相談情報の法執行・指導監督業務への活用促進 消費生活センター等が受け付けた相談情報の活用により、一層効果的な法執行・指導監督の実施を図るため、次の措置を講ずること。 i) 国土交通省は、地方整備局のP I O-N E Tの閲覧環境の整備を進め、その活用を図ること。 また、金融庁は、本庁及び財務局のP I O-N E Tの活用の拡大を図ること。 (国土交通省、金融庁)</p>	<p>平成27年度も、研修を6月に実施し、各都道府県からは前年度を上回る数の職員が参加した。なお、研修の募集の際には、都道府県の内部で管理職へも情報が共有されるようにしたが、平成28年度については、更に管理職への直接の参加要請も実施する。また、平成27年度同様、研修に参加できない都道府県の担当者に対しても、研修後に用いた資料を送付し、質問・相談を受け付けることとした。</p> <p>(金融庁) ヤミ金等については、平成26年4月より、P I O-N E Tの閲覧頻度を数箇月に1回から週1回に見直し、新たな手口や消費者被害の発生の態様等の早期把握に努めている。 また、新たな手口等が確認された場合には、消費者庁、警察庁等と連携し、速やかに消費者に対する注意喚起を行うなど、積極的に対応する方針としている。 なお、勧告後において、対応が必要な事案は認められない。</p> <p>平成27年度においても、ヤミ金等については、週1回、P I O-N E Tを閲覧し、新たな手口や消費者被害の発生の態様等の早期把握・分析に努めている。 なお、平成27年度においても、新たな手口が確認されるなど対応が必要な事案は認められない。</p> <p>(国土交通省) 地方整備局等におけるP I O-N E Tの閲覧環境の整備については、国土交通省から消費者庁に対し依頼を行い、閲覧環境の整備を完了させるとともに、平成26年8月19日付けで各地方整備局等宛てに同システムの活用を図る旨通知した。</p> <p>各地方整備局等において、P I O-N E Tの利用を行っており、月に10回程度相談情報の確認を行っている地方整備局もあり、苦情相談等が寄せられた企業の関係情報の収集等に活用された。</p> <p>(金融庁) 平成26年4月より、週1回、P I O-N E Tを閲覧し、消費生活センター等が受け付けた登録貸金業者に係る相談情報の確認を行っており、確認した情報は必要に応じ財務局に還元している。 財務局に対しては、勧告後直ちに、勧告内容を周知するとともに、P I O-N E Tの活用拡大を図り情報</p>

勸告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>ii) 消費者庁は、都道府県の法執行・指導監督担当部署におけるP I O-N E Tの閲覧環境の整備方針を明らかにし、その推進を図ること。 また、都道府県等の消費生活相談担当部署によって取扱いが異なる相談情報の提供の考え方の違いについて実態を把握すること。これを踏まえ、P I O-N E Tから得られる情報の提供に関し、標準的なルールを示すとともに、都道府県等に対し、当該ルールに沿った運営や消費生活相談担当部署から法執行・指導監督担当部署への相談情報の提供の仕組みの構築が行われるよう要請すること。 (消費者庁)</p> <p>iii) 金融庁、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省は、都道府県に対し、すでにP I O-N E Tの閲覧環境が整備されている場合にはその活用を図ることを要請するとともに、同環境が整備されていない場合には、①P I O-N E Tの</p>	<p>の収集を強化するよう指示した(平成26年4月)。また、財務局での活用拡大を図るため、新たに貸金業担当者専用アカウントの取得や操作マニュアルの作成、効果的な検索手法の還元等のフォローアップを実施した(平成26年5月)。</p> <div data-bbox="694 448 1396 862" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成27年度においても、週1回、P I O-N E Tを閲覧し、消費生活センター等が受け付けた登録貸金業者に係る相談情報の確認を行っており、確認した情報は必要に応じ財務局に還元している。 また、全ての財務局において定期的にP I O-N E Tを閲覧(多い財務局では週に数回程度)しているほか、注意喚起を行うような新たな手口等の事案ではなかったが、ヤミ金に関する情報が確認されたことから、消費生活センターへ当該ヤミ金の口座情報について追加照会を行うなど、監督実務においてP I O-N E Tの活用拡大を図った。</p> </div> <p>(消費者庁) 都道府県の法執行・指導監督担当部署におけるP I O-N E T閲覧環境の整備方針及び都道府県等の消費生活相談担当部署における相談情報の提供方針の実態把握のため、平成26年12月に都道府県等に対してアンケート調査を実施した。当該調査結果を踏まえ、都道府県の法執行・指導監督担当部署におけるP I O-N E Tの閲覧環境は当面の間拡大しない方針とし、都道府県等の消費生活相談担当部署から法執行・指導監督担当部署へのP I O-N E Tから得られる情報の提供に関する標準的なルールを「都道府県の法執行・指導監督担当部署に対するP I O-N E T情報の提供に関する指針」(平成27年3月30日消費者庁消費者教育・地方協力課策定)において示した。さらに、同日付けの「法執行担当部署とのP I O-N E T情報の共有について」(各地方公共団体消費者行政担当課長宛て消費者庁教育・地方協力課長名事務連絡)により、相談情報の提供の仕組みの構築が行われるよう都道府県等への要請を行った。</p> <div data-bbox="694 1534 1396 1758" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>相談情報の提供の仕組みの構築が行われるよう都道府県等への要請を行った以降の情報提供回数等の状況について、従来から実施している「地方消費者行政の現況調査」を活用し、平成28年10月を目途に把握するとともに、引き続き都道府県等に対し、要請を行っていく。</p> </div> <p>(金融庁) 都道府県に対しては、財務局を通じて、勸告内容を通知(平成26年4~5月)するとともに、P I O-N E Tの活用拡大を図ること等による情報の収集を強化するよう要請した。また、貸金業監督者会議(平成26年4~6月)において財務局より重ねてP I O-N E Tの活用等を要請した。</p>

勸 告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>閲覧環境の整備又は②上記 ii) の仕組みの構築により法執行・指導監督担当部署におけるこれらの情報の活用を要請すること。 (金融庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)</p>	<p>消費者庁から都道府県へP I O-N E Tの情報提供に関する指針が示された(平成27年3月)ことを踏まえ、財務局を通じ、貸金業監督者会議(平成27年11月)において、勧告内容を周知するとともに、当該指針を都道府県に説明し平成27年度においてもP I O-N E Tの活用拡大を図ること等による情報収集を強化するよう要請した。</p> <p>(厚生労働省) 消費者庁において平成27年3月30日付けで策定された「都道府県の法執行・指導監督部署に対するP I O-N E T情報の提供に関する指針」を踏まえ、速やかに都道府県等への要請を行う。</p> <p>平成27年4月1日付け事務連絡「法執行・指導監督の実施に当たってのP I O-N E T情報の活用について」により、P I O-N E T情報の活用について都道府県等へ要請を行い、周知しているところである。</p> <p>(経済産業省) 各地方経済産業局において、平成26年度にP I O-N E Tの閲覧環境が整備されている都道府県に対して利活用を周知した。 今後、消費者庁において平成27年3月30日付けで策定された「都道府県の法執行・指導監督部署に対するP I O-N E T情報の提供に関する指針」を踏まえ、改めて、割賦販売法の指導監督業務に利活用するよう周知する。</p> <p>「都道府県の法執行・指導監督部署に対するP I O-N E T情報の提供に関する指針」を踏まえ、改めて、平成28年1月29日付け事務連絡「消費生活相談情報の法執行・指導監督業務への活用促進について」により、都道府県に対して、P I O-N E T情報を割賦販売法の法執行・指導監督業務に利活用するよう周知した。</p> <p>(国土交通省) 消費者庁において平成27年3月30日付けで策定された「都道府県の法執行・指導監督部署に対するP I O-N E T情報の提供に関する指針」を踏まえ、速やかに都道府県等への要請を行う。</p> <p>各都道府県に対し、宅地建物取引業者の指導監督におけるP I O-N E T(全国消費生活情報ネットワークシステム)の活用及び消費生活行政担当部局との連携について、平成27年4月15日付けで要請を行った。</p>
<p>ウ 地方消費者行政活性化交付金事業の効果検証 消費者庁は、地方消費者行政活性化交付金事業の効果的かつ効率的な実施を図るため、次の措置を講ずる</p>	

勸告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>こと。</p> <p>i) 全体としての事業実施のねらいや期待される効果を明らかにし、効果把握のための指標を設定した上で、その効果を検証すること。</p> <p>ii) 特に、同交付金投入の割合が高い消費者教育・啓発に関する事業及び消費生活センター等の設置・機能強化に関する事業については、これらの事業類型ごとの目標を設定し、目標の達成状況を把握するための指標を設定した上でその効果を検証すること。</p> <p>iii) 都道府県等がこれらの交付金により実施する個々の事業の効果を把握・検証し、それを踏まえ同交</p>	<p>(消費者庁)</p> <p>i) 平成26年度地方消費者行政の現況調査、都道府県推進計画等を踏まえつつ、全体としての事業実施により期待される効果等を改めて明らかにした上で、有識者からの意見聴取をするなどして、効果把握のための指標の設定及びその効果の検証方法について検討し、27年度前半を目途に効果検証を実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>i) 「地方消費者行政強化作戦」において、交付金事業の主な目的を「どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、安全・安心が確保される地域体制を全国的に整備する」とし、有識者からの意見聴取をするなどして事業類型ごとの目標、指標を設定した上で、従来から実施している「地方消費者行政の現況調査」を活用して進捗状況を把握し、平成27年12月に公表した。</p> <p>事業の効果については、ある程度発現していると認められる一方、小規模市町村を中心に相談体制の実質的な強化の面で課題が残っており、引き続き支援することが必要であると認められた。</p> </div> <p>ii) 上記i)の取組とあわせて、事業類型ごとの目標及び目標を達成するための指標は、平成26年度地方消費者行政の現況調査、都道府県推進計画等を踏まえ、消費生活センター等の設置強化事業についても効果把握のための指標の設定及びその効果の検証方法について検討し、27年度前半を目途に効果検証を実施する。</p> <p>また、消費者教育・啓発に関する事業については、消費者教育の的確な推進に係る勸告(項目(2)キ)を踏まえ、今後検討していく。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ii) 特に、消費生活センター等の設置・強化に関する事業については、消費生活センターの設立が①人口5万人以上の市町村においては全て、②人口5万人未満の市町村においてはその50%以上とすることなどを目標に定めた上、それらの達成状況を把握することにより効果を測定した。</p> <p>その結果、市町村単位での窓口整備が進んでいると評価できる一方、小規模市町村を中心に相談体制の実質的な強化の面で課題が残っており、引き続き支援することが必要であると認められた。</p> <p>なお、消費者教育・啓発に関する事業については、消費者教育の的確な推進に係る勸告(項目(2)キ)を踏まえ、平成28年度に行う「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(平成25年6月閣議決定)の中間的な見直しに向けて、引き続き検討していく。</p> </div> <p>iii) 平成26年度地方消費者行政の現況調査、都道府県推進計画等を踏まえ、27年度中に予算の交付決定における仕組みを構築する。</p>

勸 告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>付金の交付に当たって活用する仕組みを構築すること。 (消費者庁)</p> <p>エ 消費生活相談の的確な実施の推進 消費者庁は、都道府県等における消費生活相談の的確な実施を推進し、その実施状況や効果を把握するための指標の一つとして「あっせん率」及び「被害回復額」を活用するため、国民生活センターと連携し、次の措置を講ずること。</p> <p>i) 消費生活相談における「あっせん」については、「消費生活相談対応マニュアル」に沿った取組が的確に捕捉できるように、P I O - N E T への相談情報の入力・分類基準を策定すること。</p> <p>ii) 消費生活相談における「斡旋解決」、「被害回復額」等については、定義を明らかにするとともに、その基本的考え方や標準となる基準を示し、加えて、その考え方や基準に沿った取組が的確に捕捉できるように、P I O - N E T への相談情報の入力・分類基準を策定すること。</p> <p>iii) 上記 i) 及び ii) に沿った消費生活相談業務の運用が行われるよう都道府県等に支援・助言・要請を行うこと。 (消費者庁)</p>	<p>iii) 都道府県等が交付金により実施する個々の事業の効果を把握・検証した結果、効果的な相談体制整備の推進を図るため、消費生活センター設置カバー率上昇幅や消費生活相談員配置カバー率上昇幅等を加味した交付金の仕組みを構築し、当該内容を交付金交付要綱に盛り込むために平成 28 年 1 月に改正した。</p> <p>(消費者庁) 平成27年3月30日付けで「P I O - N E T 入力時における「あっせん」、「斡旋解決」の考え方等について」(各地方公共団体消費者行政担当課長宛て消費者庁消費者教育・地方協力課長名事務連絡。以下「考え方等」という。)を発出するなど、以下のとおり取り組んでいる。</p> <p>i) P I O - N E T への相談情報の入力が、「消費生活相談対応マニュアル」の「あっせん」の定義と整合性が取れているかについて点検を行い、「考え方等」で入力ルールを策定した。</p> <p>ii) 「考え方等」において、P I O - N E T への相談情報の入力における「斡旋解決」及び「被害回復額」について定義を明らかにした。「斡旋解決」については、その定義を踏まえた入力ができるように、入力ルールを策定し「考え方等」において明らかにした。なお、「被害回復額」については、定義に基づく現行 P I O - N E T 版マニュアルに沿った試行的な入力が行われているが、平成27年10月の P I O - N E T 刷新において新たに「被害回復額」に係る入力項目が追加されるとともに、27年9月に「消費生活相談カード記載要領」が改訂されることとなったことから、現行 P I O - N E T での試行状況を踏まえ、同記載要領において次期 P I O - N E T における入力分類基準を策定する。</p> <p>ii) 「被害回復額」について、平成27年9月28日の P I O - N E T 刷新に伴い、新たに「被害回復額」に係る入力項目を追加するとともに、同年9月に改訂された「消費生活相談カード記載要領」において、入力分類基準を策定した。</p> <p>iii) 消費生活相談業務の運用が適切に行われるよう、「考え方等」において、「あっせん」及び「斡旋解決」に係る入力ルールを都道府県等に周知し要請を行うとともに、「被害回復額」については、現行 P I O - N E T での適切な入力に資するよう平成27年2月6日に「P I O - N E T への救済金に関する入力</p>

勸 告	政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)
<p>オ P I O-N E Tへの情報登録の迅速化</p> <p>消費者庁は、登録される情報の有用性にも留意しつつ、P I O-N E Tを活用した相談情報の共有、消費者への注意喚起及び事業者指導等の迅速化を図るため、次の措置を講ずること。</p> <p>i) P I O-N E Tが消費者への注意喚起及び事業者指導等の有効な情報源となっていることを踏まえ、P I O-N E Tへの登録に長期間を要している都道府県等に対し、登録の迅速化を要請すること。</p> <p>ii) 国民生活センターの中期目標の一つである「P I O-N E T刷新後における相談受付からP I O-N E Tに登録されるまでの平均日数を10日以内に短縮すること」の</p>	<p>(消費者行政の「見える化」)について【主な事例集】を周知した。次期P I O-N E Tにおける入力分類基準については、平成27年9月策定予定の上記記載要領の配布にあわせ、要請を行う。</p> <div data-bbox="695 416 1402 680" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>iii) P I O-N E T2015における入力分類基準については、都道府県等に対し、平成27年9月に策定した上記記載要領の配布を行い、周知とこれに基づく入力を要請した。「被害回復額」については、入力マニュアルを変更する必要が生じたことから、平成28年7月中を目途にマニュアルの見直しを行い、都道府県等に周知、要請を行う予定である。</p> </div> <p>(消費者庁)</p> <p>i) 平成26年11月6日に「P I O-N E Tへの早期登録について」(消費者庁消費者教育・地方協力課名事務連絡)を発出し、各地方公共団体の消費者行政担当課長宛てにP I O-N E Tの早期登録を要請したほか、26年11月から同年12月までに実施された都道府県等向けのP I O-N E T刷新に関する説明会において、都道府県等に対し、現行P I O-N E Tへの登録の迅速化を要請した。</p> <p>また、P I O-N E T刷新では、登録日数短縮のため、地方公共団体等の理解と協力を得て、入力項目の削減を実施するとともに、事業者名や件名といった一部の項目について、仮登録データとして他機関の閲覧に供する仕組みを導入するなどの方策を進め、平成27年夏頃に実施される新P I O-N E T操作研修等において、この仕組みを踏まえた一層の登録迅速化を要請する。</p> <div data-bbox="695 1514 1402 1854" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>i) P I O-N E T刷新では、地方公共団体等の理解と協力を得て、登録日数の短縮のため、入力項目の削減を実施するとともに、事業者名や件名といった一部の項目について、仮登録データとして他機関の閲覧に供する仕組みを導入し、P I O-N E Tを活用した相談情報の共有の迅速化を図った。</p> <p>平成27年7月から9月までに実施されたP I O-N E T2015操作研修において、この仕組みを周知するとともに、一層の登録迅速化を要請した。</p> </div> <p>ii) P I O-N E T刷新にあわせて改訂予定の「消費生活相談カード記載要領」について、平成27年10月までに国民生活センターと協議して結論を得て必要な改訂等を行えるよう、同センターの業務運営の的確な管理を行う。</p>

勸告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>達成に向け、消費生活相談カード記載要領の改訂等の同法人の業務運営の的確な管理を行うこと。 (消費者庁)</p> <p>カ 財産被害の通知制度の運用の的確化 消費者庁は、財産被害に係る安全法12条2項通知の有効性及び効率性の確保を図るため、次の措置を講ずること。 i) 安全法12条2項通知の活用状況と効果を検証すること。</p>	<p>ii) 平成27年9月まで「消費生活相談カード記載要領」について国民生活センターと協議を行い、同月にP I O - N E T刷新に併せて必要な改訂をする等の同センターの業務運営の的確な管理を行った。</p> <p>(消費者庁)</p> <p>i) 安全法12条2項通知の活用状況と効果について、勧告を踏まえて検証を行ったところ、当該通知に基づく情報の集約、分析を行った上で、国会等への報告、消費者安全法に基づく注意喚起の措置等に活用されている。また、事業者名公表の注意喚起を行った後には当該事業者に関する消費者の相談がなくなった事案があることなどから、その効果が認められることを確認した。</p> <p><活用例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全法12条2項通知に基づく情報を取りまとめ、「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」として、国会及び消費者委員会に報告。また、当該報告書は当庁ホームページに掲載して公表 ○ 消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、以下のとおり消費者安全法に基づく措置を実施 <ul style="list-style-type: none"> ① 消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県等に提供するとともに、当庁ホームページに掲載するなどにより公表し、消費者への注意喚起を実施（平成25年度7件） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">平成 26 年度 10 件</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px 0;">平成 27 年度 9 件</div> ② 上記①の情報を関係府省や関係民間事業者提供（平成25年度42件） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">平成 26 年度 48 件</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px 0;">平成 27 年度 25 件</div> ③ 多数消費者財産被害事態に該当し、他の法律に基づく措置がない場合（いわゆる隙間事案）については、当該事態を発生させた事業者に対して勧告を実施（平成25年度2件） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">平成 26 年度 0 件</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px 0;">平成 27 年度 0 件</div> <p><同通知による情報等に基づく措置の効果例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 有料老人ホームの運営を装って社債募集をしている事業者に関する注意喚起の事案では、その3か月後には相談がなくなるなど、多くの事案で注意喚起後の相談件数が減少 ○ 平成25年12月に、代金を事前に払い込ませ商品を届けられない通信販売事業者とレンタルサーバー契約をしている事業者の情報提供をしたところ、同事業者において当該契約を解除

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>ii) その上でマニュアルの見直し、改訂を行うなど安全法12条2項に基づき通知すべき事項の一層の明確化を図ること。</p> <p>iii) 関係府省及び都道府県等に対して、上記の明確化を図った事項の周知を徹底するとともに、当該事項を踏まえた的確な運用を要請すること。 (消費者庁)</p>	<div data-bbox="695 286 1402 667" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成 27 年度における安全法 12 条 2 項通知情報に基づく措置の効果例は以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 27 年 6 月に、事業実体がないのに、医療福祉・介護サポート事業を行っていると装い、自社の社債購入者を募集していた事業者に関する注意喚起を行ったところ、相談件数が減少 ○ 平成 28 年 1 月に、サイトの利用事実がないのに有料動画サイトの未払料金等があるなどとして料金を請求していた事業者に関する注意喚起を行ったところ、相談件数が減少 </div> <p>ii) 本件勧告後において、都道府県等に対して発出した注意喚起の周知文（「消費者安全法第 38 条第 1 項の規定に基づく情報提供について」（平成 26 年 4 月 18 日付け消政策第 130 号））から、当該勧誘事例が通知すべき「消費者事故等の態様」を具体的に示す事例である旨を明記し、類似の事案等があった場合には、消費者庁に対して通知するよう要請している。</p> <p>また、平成 27 年 3 月 27 日に、以下の事項等について「消費者事故等の通知の運用マニュアル」の改訂を行い、通知すべき事項の一層の明確化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全法 12 条 2 項通知の趣旨及び i) で検証した活用状況を新たに記載 ○ 「消費者事故等」の要件及び「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」の解説をより詳細に記載 ○ 「消費者事故等の態様」について、新たに具体例を作成し、行為別及び商品別の一覧表に整理して記載 <p>iii) <関係府省庁に対する周知・要請> 平成 27 年 3 月 30 日に消費者庁次長から関係府省庁に対して要請文書（「「消費者事故等の通知の運用マニュアル」の改訂について（依頼）」（消政策第 131 号、消安全第 96 号、消費者庁次長通知））とともに改訂マニュアルを送付した。これに先立ち、次官連絡会議（平成 27 年 3 月 27 日）において、改訂マニュアルに基づいた的確な運用が行われるよう依頼した。</p> <p><都道府県等に対する周知・要請> 平成 27 年 3 月 30 日に、都道府県等に対して改訂マニュアルを送付して明確化を図った事項を周知するとともに、当該事項を踏まえた的確な運用を「「消費者事故等の通知の運用マニュアル」の改訂について（依頼）」（消政策第 132 号、消安全第 97 号、消費者庁次長通知）により要請した。</p> <div data-bbox="695 1912 1402 2063" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>iii) <関係府省庁に対する周知・要請> 平成 27 年 4 月 17 日に、マニュアルの改訂に伴い、関係府省庁担当者を招致して消費者事故等の通知の</p> </div>

勸告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>キ 消費者教育の的確な推進</p> <p>消費者庁は、消費者教育推進法の理念の下に、消費者教育を前面に立って実施する都道府県等が、消費者教育の対象者の属性や特性に応じ、効果的に消費者に対する教育・啓発を進めるために、次の措置を講ずること。</p> <p>i) 関係府省と連携し、学校や見守り体制等の既存のネットワークも含め、関係する機関等の役割分担を明確にし、実施内容の充実や重点化を図るための方策を示すこと。</p>	<p>改訂マニュアルの説明会を開催し、明確化した事項の説明を行うとともに、改訂マニュアルの的確な運用を要請した。</p> <p>これに加え、特に消費者事故等の通知に関係の深い6省庁に対し、平成27年3月～6月に担当者が個別訪問し、通知に関する要請と意見交換を行った。</p> <p>また、平成27年9月30日、消費者政策担当課長会議において、消費者庁次長及び消費者政策課長から、改訂マニュアルに基づく消費者事故等の通知の実施及び周知徹底について依頼した。</p> <p>その後、改訂マニュアルの運用開始後半年が経過したことから、平成27年11月26日に実務担当者レベルの各省庁連絡会議を開催し、消費者事故等の通知に関する現状の聴取、通知制度及び改訂マニュアルへの意見聴取、意見交換を行うとともに、再度、通知への協力を依頼した。</p> <p><都道府県等に対する周知・要請></p> <p>平成27年9月から11月にかけて開催した、消費者行政全般について、地域ごとの幹事地方公共団体との意見交換の場である消費者行政ブロック会議の場で、マニュアルの改訂に関する資料配布を行い、地方公共団体の消費者行政担当者への周知を依頼した。</p> <p>平成27年4月24日、都道府県等消費者政策担当課長会議において、消費者政策課長から、改訂マニュアルに基づく消費者事故等の通知の実施及び周知徹底について依頼した。</p> <p>平成27年5月22日に消費者庁で開催した情報検討ネットワーク情報交換会（地方公共団体の消費生活センターの相談員が参加）において、マニュアルの改訂に関する資料配布を行い、地方公共団体の消費者行政担当者への周知を依頼した。</p> <p>(消費者庁)</p> <p>i) 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月閣議決定。以下「基本方針」という。）において、国や地方公共団体の施策の指針のほか、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教職員、消費生活相談員、地域福祉関係者、その他の幅広い消費者教育の担い手の指針などを整理して、関係機関等の役割分担を示している。</p> <p>こうした中、消費者教育推進会議の小委員会である消費者市民育成小委員会、情報利用促進小委員会及び地域連携推進小委員会では、平成25年12月か</p>

勸告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>ii) 消費者教育推進基本方針の中間的な見直しに向けて、消費者教育施策の推進を図るための目標及び当該目標の達成状況を測るための指標を設定した上で、消費者教育推進法に基づく円滑な施策の推進が図られるよう評価・検証を行うこと。 (消費者庁)</p>	<p>ら基本方針で明示した「今後検討すべき課題」について段階的に検討を行っているところであり、勸告をも踏まえ、内容の充実や重点化を図るための方策を示すべく、更なる検討を行ってきた。平成27年3月には、これまでの議論を踏まえて「消費者教育推進会議取りまとめ」を公表し、一定の結論を得た。このうち、関係機関等の役割分担の観点では、消費生活センターについて、基本方針で示された役割である消費者教育の拠点化を実現するための機能や役割を、明確化した。</p> <p>また、消費者教育の推進における学校や見守り体制等の既存のネットワークも含めた関係機関等の役割分担の明確化については、当該「消費者教育推進会議取りまとめ」において、学校教育関係者、消費者団体及び福祉団体・福祉関係者のネットワークといった消費者市民社会の形成に参画する多様な主体の活動への期待という形で整理した。平成27年度以降も消費者教育推進会議で検討を行い、関係する府省とも連携しつつ、その機能と役割を明確化していく。</p> <div data-bbox="695 922 1401 1263" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>i) 平成27年7月以降、第2期消費者教育推進会議において、文部科学省、内閣府、金融庁、法務省及び環境省からそれぞれ「学校等における消費者教育」、「食育」、「金融経済教育」、「法教育」及び「環境教育」の実施状況についてヒアリングを行った。引き続き、関係府省とも連携しつつ、関係機関等の機能と役割を明確化した上で、機能と役割に応じた消費者教育の実施内容の充実や重点化を図るための方策を検討する。</p> </div> <p>ii) 消費者教育推進のための指標化については、基本方針において「今後検討すべき課題」として認識している中、総務省の調査も踏まえ、消費者教育推進会議等で議論を行い、平成26年度の「地方消費者行政の現況調査」より、調査項目（消費者教育・啓発・広報事業について効果測定の手段等を追加等）を見直した。</p> <p>平成28年度に予定している基本方針の中間的な見直しに向けて、消費者教育推進会議の議論や勸告も踏まえ、消費者教育施策の推進を図るための目標及び当該目標の達成度を測る指標を設定し、消費者教育の推進が図られるよう評価・検証を行う。</p> <div data-bbox="695 1715 1401 1792" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ii) 基本方針の中間的な見直しに向けて、平成28年度中に指標を設定し、評価・検証を行う。</p> </div>

(注) 評価書、要旨等については、総務省ホームページを参照

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h26.html)

イ 評価の結果の政策への反映状況

テーマ名	食育の推進に関する政策評価（総合性確保評価） (意見通知・公表日：平成27年10月23日)
関係行政機関	内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省

(注)「関係行政機関」欄には、総務省が法第16条第2項に基づき必要な意見を付した評価書を送付した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果	
○	<p>評価の観点 食育の推進に関する政策が、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価</p>
○	<p>評価の結果</p> <p>(1) 目標の達成状況についての評価</p> <p>ア 第2次基本計画の目標の達成状況についての評価 食育基本法（平成17年法律第63号）第16条第1項に基づく第2次食育推進基本計画（平成23年度から27年度。以下「第2次基本計画」という。）では、食育に関する11の目標の達成度合いを測るために13の目標値が設定されている。 これらの目標の達成度合いを計画期間4年目（平成26年度）の実績で測り、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」の各行政機関共通区分に当てはめた場合、評価の結果は「進展が大きくない」と判定される。 11目標の進捗状況は、以下のとおり、目標期間終了前の現段階で目標を達成しているものが2目標、目標は達成していないが基準値と比較して数値が改善しているものが6目標、基準値と比較して数値が悪化しているものが3目標となっている。</p> <p>① 目標期間終了前の現段階で目標を超過して達成している2目標は、「朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加」及び「農林漁業体験を経験した国民の割合の増加」である。</p> <p>② 目標の達成には至らなかったものの、基準値と比較して数値が改善している6目標は、「朝食を欠食する国民の割合の減少」、「栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加」等である。</p> <p>③ 基準値と比較して数値が悪化している3目標は、「食育に関心を持っている国民の割合の増加」、「学校給食における地場産物等を使用する割合の増加」等である。</p> <p>イ 目標の設定に関する考察 第2次基本計画の目標の設定に関し考察したところ、以下のような状況がみられ、都道府県の目標設定への支援が課題であると考えられる。</p> <p>① 第2次基本計画では、11目標と40項目に分類された施策との対応関係が明確となっていない。また、これに基づき実施されている個々の事務事業については、目標との対応関係を一覧できる形でリスト化されていない。</p> <p>② 調査した27都道府県では、次のとおり、第2次基本計画の目標が都道府県食育推進計画の目標として設定されていないもの、国の目標値と都道府県の目標値の合計に数値上の矛盾があるものなどがみられる。</p> <p>(a) 都道府県が、都道府県食育推進計画に、国が設定している目標を取り入れていない場合があり、その数は、11目標別にそれぞれ1都道府県（3.7%）から23都道府県（85.2%）となっている（都道府県が最も取り入れていない目標は「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加」である。）。</p> <p>(b) 「栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加」及び「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加」については、11都道府県から13都道府県が、これらの目標に代え、自らが把握したデータを基に設定した健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく都道府県健康増進計画の目標（野菜の摂取量や肥満者の割合等）などを設定している。</p> <p>(c) 都道府県の中には、都道府県食育推進計画の目標について、国の目標と同じではあるものの、その実現可能性を踏まえた独自の目標値を設定しているものがあるため、「朝食を欠食する国民の割合の減少」などは、全都道府県の目標値を積み上げても、国の目標値を達成することができないものとなっている。</p>

都道府県は、食育推進基本計画を基本として、都道府県食育推進計画を作成するとされている（食育基本法第17条第1項）が、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定すること（同法第10条後段）とされているため、必ずしも国の目標と全く同じ目標を設定する必要はない。

しかし、国は、食育を国民運動として推進するため、国や地方公共団体を始め多くの関係者の理解の下、共通の目標を掲げ、その達成を目指して協力して取り組むことが有効である（第2次基本計画）との考え方により目標を設定していることから、都道府県の理解を得るよう努める必要がある。

(2) 当省のアンケート調査の結果

本政策評価では、国民の食生活の状況、食育に関する意識等を把握するため、アンケート調査を実施した。

望ましい食生活を送っていない人や食育に関する意識の高くない人に、その理由を聞いたところ、「時間がない」、「必要性を感じない」、「面倒」、「これまでに習慣がない」といった回答が多く、望ましい食生活や食育に関する意識を妨げるものとして、労働時間の長さや食生活を重視しない人の存在が背景にあることが示唆され、望ましい食生活や食育の実践に支障となる状況が生じていることへの対応が課題であると考えられる。

(3) 食育に関する個別の施策・事務事業の実施状況

ア 学校における食に関する指導等の状況

(栄養教諭)

学校における食に関する指導を充実し、児童生徒が望ましい食習慣を身に付けることができるよう栄養教諭制度が創設され（平成17年4月施行）、平成27年4月現在、全国の小中学校等に5,356人の栄養教諭が配置されている。

一方、第2次基本計画では、朝食を欠食する国民（子ども）の割合の減少（平成27年度までに0%）を目標としており、その達成状況は、22年度において1.5%となっている。

また、文部科学省は、「文部科学省の使命と政策目標」の中で、達成目標である「児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につける」の成果指標（アウトカム）として、「朝食を欠食する子どもの割合0%」を設定し、その活動指標（アウトプット）として栄養教諭配置数の増加を置いている。

栄養教諭を中核とした食に関する指導の状況について調査した結果は、以下のとおりであり、栄養教諭の配置が学校における食育に関する体制の整備に寄与していると考えられる一方、児童の朝食欠食率の減少への寄与は明確には把握できなかった。

- ① 当省のアンケート調査の結果では、専任の栄養教諭が配置されている小学校では、配置されていない小学校に比べて「学校全体で食育に取り組む体制づくりが進んだ」とする回答が多かった。
- ② 一方、同じくアンケート調査の結果では、栄養教諭の配置にかかわらず、朝食を毎日食べる児童は9割を超えており、児童の食育に関する認識や実践への影響に大きな差はみられなかった。なお、栄養教諭の配置率の伸びと小学6年生及び中学3年生の朝食欠食率の伸びとの分析を行ったところ、両者の相関は低かった。これらのことから、栄養教諭配置の効果の把握が必要であると考えられる。

(食に関する指導に係る全体計画の作成・評価状況)

文部科学省の「食に関する指導の手引」（平成22年3月改訂）では、学校ごとに食に関する指導に係る全体計画（以下「全体計画」という。）を作成するとともに、全体計画を学校評価における評価項目に位置付け、学校の実情や児童生徒の実態に応じた目標と食育の推進体制等に関する指標を設定し、その達成状況を評価することを求めている。

調査した27都道府県教育委員会及び64公立小学校における全体計画の作成・評価状況は、以下のとおりであり、全体計画の評価の実施が課題である。

- ① 平成25年度における公立小中学校の全体計画の作成状況を把握していた25都道府県教育委員会では、管内の1万8,911校のうち、1万8,592校（98.3%）が全体計画を作成している。
- ② 平成25年度に全体計画を作成している62公立小学校のうち17校（27.4%）は、全体計画に基づく食に関する指導等の取組状況の評価していない。一方、評価している45校（72.6%）の中には、評価結果を翌年度の全体計画に反映させるなど、PDCAサイクルに基づく取組内容の改善等に取り組んでいる例がみられた。

(食生活学習教材の活用状況)

文部科学省は、平成16年度以降、毎年度、食生活学習教材を作成し、全国の国公私立小学校の1年生、3年生及び5年生に配布している。

調査した64公立小学校では、平成25年度に、低学年は46校（71.9%）、中学年は38校（59.4%）、高学年は39校（60.9%）が、各教科、学校給食の時間等に、食生活学習教材を活用している。

食生活学習教材を活用している小学校からは、同教材を分かりやすいと評価する意見がある一方、同教材の挿絵、図等を加工できるようにしてほしい等の改善を求める意見がみられた。

なお、文部科学省は、平成27年度中に食生活学習教材を見直す予定であるとしている。

イ 健全な食生活実現のための取組の状況

（内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に係る第2次基本計画における目標）

第2次基本計画は、「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加」（平成27年度までに50%以上）を目標としており、その達成状況は、22年度から26年度までに40.2%から42.1%の間で推移しているため、大きな変化はない。

厚生労働省は、本目標に関連する取組として、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導などを推進している。

この目標は、生活習慣病のうち、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防・改善に着目しており、食事のほか、運動等の実践を含み、その達成状況を測るアンケート調査でも、①適切な食事のみならず、②定期的な運動及び③週に複数回の体重計測を含めた3つの選択肢から一つを選択すること（単一回答）になっている。

しかし、食生活と関係する生活習慣病は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に限られるものではなく、食生活と定期的な運動や週に複数回の体重計測との関連性も強いとはいえない。

（糖尿病予防戦略事業）

厚生労働省は、糖尿病予防戦略事業の成果を、「糖尿病が強く疑われる者及び糖尿病の可能性が否定できない者の割合」（国民健康・栄養調査）を指標として測っており、平成23年度及び24年度については、目標を達成しているため、事業の効果があつたと評価している。

しかし、講習会などを主体とする事業内容や1都道府県又は市区町村当たりの事業予算額は195万円と小規模である本事業に対して、当該事業の寄与の程度が明らかでない大きな目標（全国ベースの糖尿病の有病率）で評価がなされている。

一方、平成23年度から25年度に糖尿病予防戦略事業を実施していた19都道府県等では、事業報告書が確認できた104事業メニューのうち、プロセス評価の実施が77事業メニュー（74.0%）、アウトカム評価の実施が4事業メニュー（3.8%）と不徹底となっているが、1都道府県又は市区町村当たりの事業予算額は195万円と小規模な事業であることを踏まえれば、合規性の観点からの検討とともに、評価の作業負担が過度になっていないかを検討する必要がある。

適切な作業負担の下で事業効果の全体を把握できれば、食育に関する目標の達成への寄与を測る上で有益である。

（8020運動推進特別事業）

厚生労働省は、「8020（ハチマルニイマル）運動」を推進するための8020運動推進特別事業を実施している。同省は、この事業の成果を、80歳で20本以上の歯を保有している人の割合（6年ごとの調査）を指標として測っており、平成17年度の20%が、23年度には40%となっているため、一定の効果があると評価している。

しかし、本事業の場合、事業の効果が、目標の達成にどの程度寄与しているのかは明らかとなっておらず、事業の効果の把握が必要であると考えられる。

ウ 農林漁業体験促進のための取組の状況

（農林漁業体験を経験した国民の割合に係る第2次基本計画における目標）

第2次基本計画は、「農林漁業体験を経験した国民の割合の増加」（平成27年度までに30%以上）を目標としているが、23年度以降、実績が30%を超えており、計画期間終了前に既に目標を達成している。

この目標の達成状況は、農林水産省が20歳から69歳までの個人を特定した郵送方式によるアンケート調査の結果により測っているが、農林漁業体験の経験の設問には、回答者の家族の経験を含めて回答することになっている。分母は回答者本人であるが、分子

は回答者本人とその家族となっているため、分母と分子が対応しておらず、割合が膨らんでいると考えられる。

意見	政策への反映状況
<p>(1) 都道府県の目標設定の支援 国と都道府県が一体となって食育を推進していくため、国の目標について、都道府県に対してできるだけ丁寧な説明を行い、情報を提供していくなど、都道府県が国と連携した目標の設定を検討することを支援することが適当である。 (内閣府)</p>	<p>(内閣府) 国と都道府県が一体となって食育を推進していくため、平成27年12月21日に都道府県食育推進担当主管課長会議を開催し、各都道府県及び政令市に対して、第3次食育推進基本計画(平成28年3月作成)の骨子を説明し、第3次食育推進基本計画の個別目標ごとに、①目標設定の必要性、②データソース、③調査項目(アンケートの設問等)、④現状値及び目標値、⑤関係施策(平成27年度までの直近5年間の施策)につき、資料を用いて丁寧に説明するとともに、都道府県においてもできる限り国と連携した目標が設定されるよう検討を依頼するなど、都道府県が目標の設定を検討するための支援を行った。 なお、平成28年4月から、内閣府が担当していた食育推進業務については、内閣府から農林水産省へ移管される。</p>
<p>(2) 望ましい食生活や食育の実践に支障となる状況が生じていることへの対応 食育を国民運動として推進しはじめてから10年が経過したが、食生活を重視しない人の存在など生活スタイルの変化や一人暮らし高齢者の増加など家族の状況も様々になってきている。こうした様々な状況へ対応した食育を推進していくことが適当である。 (内閣府)</p>	<p>(内閣府) 第3次食育推進基本計画においては、特に若い世代において食に関する知識や意識等の面で他の世代より課題が多いことや、家庭生活の状況が多様化する中で、家族や個人の努力のみでは健全な食生活の実践につなげていくことが困難な状況も見受けられることを踏まえ、今後5年間に特に取り組むべき重点課題の中に、 ① 「若い世代を中心とした食育の推進」を盛り込み、SNS等を通じた若い世代にとって効果的な情報提供や、地域等での共食によるコミュニケーションを通じて、食に関する理解や関心を深められるように食育を促進するとともに、 ② 「多様な暮らしに対応した食育の推進」を盛り込み、子供や高齢者等を含む全ての国民が健全で充実した食生活を実現できるよう、地域や関係団体の連携・協働を図りつつ、コミュニケーションや豊かな食体験にもつながる共食の機会の提供等を行う食育を推進することとした。 なお、平成28年4月から、内閣府が担当していた食育推進業務は、内閣府から農林水産省へ移管される。</p>
<p>(3) 栄養教諭制度の効果の把握等 子どもに対する食育については、保護者を始め、担任など様々な場面で子どもの指導に関わっている者が一体的に進めているものであるが、その中で栄養教諭は学校における食育の中核を担っていることから、栄養教諭等の配置による効果を把握することが適当である。 また、食に関する指導に係る全体計画については、ほぼ全ての学校に</p>	<p>(文部科学省) 食育指導体制に関する調査研究協力者会議において、栄養教諭が配置されている学校を対象に調査を行った結果、児童生徒等に対する指導、教職員間の連携・協力、家庭・地域に対する貢献といった中で、栄養教諭の配置による効果が把握されたとの報告が平成28年3月にあったところである。 都道府県教育委員会に対して、平成28年5月に開催する健康教育行政担当者連絡協議会等において食に関する指</p>

意見	政策への反映状況
<p>において作成されており、学校における食に関する指導をより充実させるためにも、全体計画の評価の実施について指導することが適当である。</p> <p>さらに、食生活学習教材については、更に学校現場の意見を反映させた内容の充実を図り、その利用を促進することが適当である。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>(4) 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に係る第2次基本計画における目標の見直し並びに糖尿病予防戦略事業及び8020運動推進特別事業の効果の把握</p> <p>第2次基本計画の目標である「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合」については、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を含む生活習慣病全般の予防や改善のための食育の推進状況が適切に測れるよう、目標を見直すことが適当である。</p> <p>(内閣府・厚生労働省)</p> <p>また、糖尿病予防戦略事業及び8020運動推進特別事業は、事業の内容や規模とは釣り合わない大きな目標に照らして評価されているため、中間段階での指標や具体的な活動実績に基づき、事業の効果を把握することが適当である。その際、少額の事業が多いことを踏まえ、評価のために過度の作業負担が伴わないよう評価手法を検討することが適当である。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>(5) 農林漁業体験を経験した国民の割合に係る第2次基本計画における目標の測定値の把握方法等の見直し</p> <p>第2次基本計画の目標である「農林漁業体験を経験した国民の割合」については、測定値の把握方法その他適切な見直しを行うことが適当である。</p> <p>(農林水産省)</p>	<p>導に係る全体計画に基づく取組状況について評価を実施するよう周知する予定である。</p> <p>小学生向けの食育の教材については、現場の意見を反映して新たな教材を作成し、全国の小学校に配布するとともに、平成28年3月にホームページに掲載した。</p> <p>(内閣府・厚生労働省)</p> <p>第3次食育推進基本計画においては「生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合」を目標とし、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）のみならず、エネルギーや食塩の過剰摂取等に代表されるような栄養等の偏り、朝食欠食等の食習慣の乱れに起因する、肥満ややせ・低栄養等生活習慣病全般の予防や改善のための食生活の実践状況を把握するとともに、健康寿命の延伸につながる食育を推進することとした。</p> <p>なお、平成28年4月から、内閣府が担当していた食育推進業務は、内閣府から農林水産省へ移管される。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>糖尿病予防戦略事業については、平成27年度の事業実施結果を踏まえ、効率的な評価手法及び中間段階での評価について検討する。</p> <p>8020運動推進特別事業については、これまでの歯の本数に着目した評価に加え、かみ合わせ等口腔機能に着目した評価指標を検討する予定である。</p> <p>(農林水産省)</p> <p>第3次食育推進基本計画において、農林漁業体験を経験した国民の割合の目標値を、把握する調査の対象が「世帯」の割合であることが明確となるよう、見直しを行った。</p>

(注) 評価書、要旨等については、総務省ホームページを参照

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h27.html)